

**施工管理基準**  
**(令和 2 年度版)**

# 令和2年度 施工管理基準の改定概要

## 1 改定の趣旨

千葉県施工管理基準は、国土交通省の施工管理基準を準用しており、今回の改定内容は令和2年4月の国の改定に基づくものである。

## 2 改定概要

### (1) 出来形管理基準

#### 3-2-6 一般舗装工

測定値の平均について変更

#### 3-2-12 鋳造費（金属支承工）

アンカーバー用孔（鋳放し）等に関する変更

#### 10-4-5 鋼橋架設工

鋼製支承、ゴム支承に関する規格値の変更

### (2) 品質管理基準

① 舗装調査・試験法便覧の改訂に係る参照先ページ番号の変更

② 現場密度の測定に係る数量単位の変更

### (3) 写真管理基準

① 施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）等による出来形管理を行った場合について追記

② 「縦横比は3：4程度」の記載を削除

令和2年10月1日

千葉県県土整備部技術管理課

## 施工管理基準

この施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書〔R02.10版〕、第1編1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

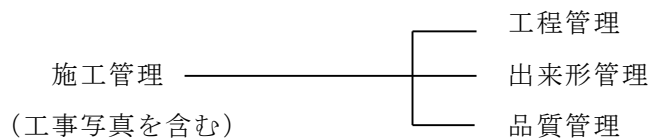
### 1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2. 適用

この管理基準は、県土整備部及び農林水産部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

### 3. 構成



### 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### 5. 管理項目及び方法

#### (1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

## (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。ただし、測定数が5点未満の場合は、出来形管理図表の表のみとし、同図表の図（管理図）の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

## (3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、品質管理図表を作成するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理図表の表のみとし、同図表の図（管理図）の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

### (イ) 路 盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が200m<sup>2</sup>以下のもの)

### (ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が50t未満のもの)

2. 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

## 6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. そ の 他

### (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### (2) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、

「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。

河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

### (3) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

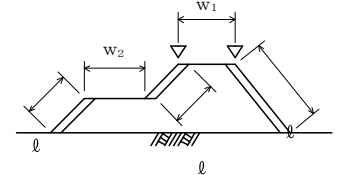
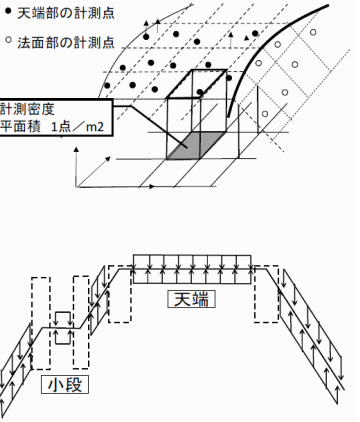
# 出来形管理基準

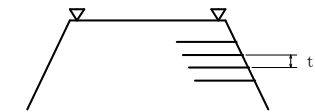
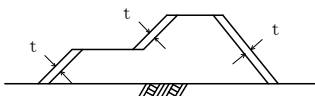
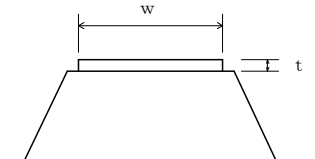
(令和2年度版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長 $l$	$l < 5\text{ m}$ -200 $l \geq 5\text{ m}$ 法長-4%			
				2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値		
				平場	標高較差	±50	±150			
				法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測定ヶ所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	±300	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。		
						法面 (小段 含む)	水平または 標高較差	±70	±300			

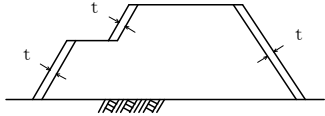
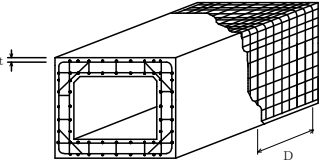


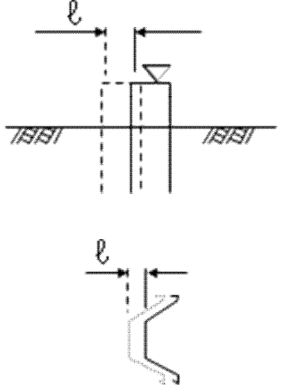
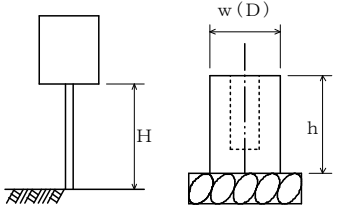
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。			
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-100
							ℓ ≥ 5 m				法長-2%
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>					-100
			2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	-150	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
					法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
					法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
					※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さXに対する、水平方向の長さYをX割と表したものの						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	-50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20 m以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。			
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20 m以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長 20mにつき1ヶ所、延 長 20m以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは、施工延長 100mにつき1ヶ 所、100m以下は2ヶ所、中央で測 定。		
							t ≥ 15cm				
							幅 w	-100			

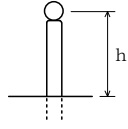
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
						法長 l	l < 5m				-200	
							l ≥ 5m				法長-4%	
						幅 w					-100	
				2	掘削工 (面管理の場合)		平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						平場	標高較差	±50				±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70				±160
						法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70				±330

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要			
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。					
						法長ℓ	ℓ < 5m				-100		
							ℓ ≥ 5m				法長-2%		
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>				-100		
			4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						天端	標高較差	±50	±150				
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190				

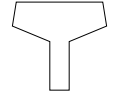
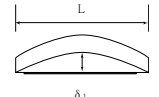
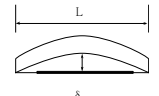
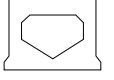
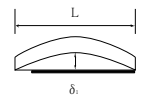
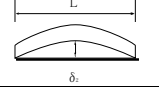
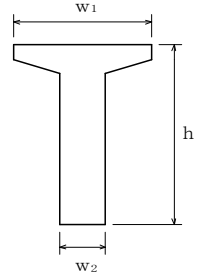
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		
						か ぶ り t	±φかつ 最小かぶり 以上			

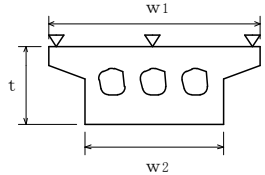
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要	
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 $\ell$	100				
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所/1基			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎 1 基毎
							高さ h	-30			
							根 入 れ 長	設計値以上			

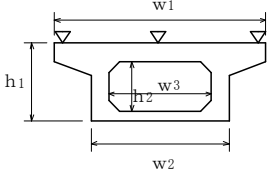
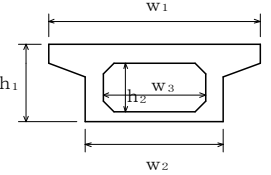
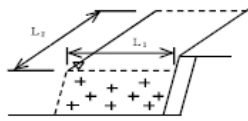
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。			
							高さ h	-30				
							パイプ取付高 H	+30 -20				1ヶ所/1施工箇所
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。			
							高さ h	-30				
							ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎			
							高さ h	-30				
							延長 L	-100				
							ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			

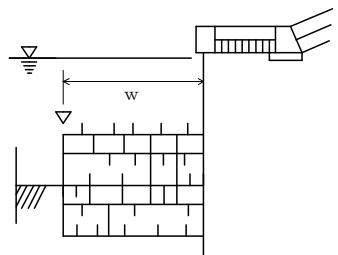
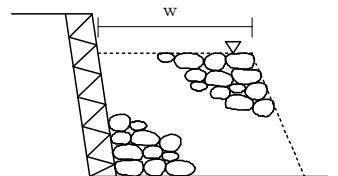
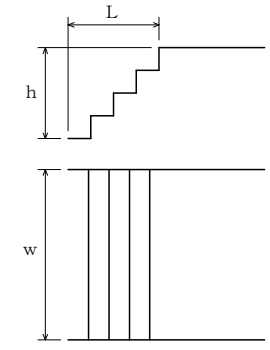
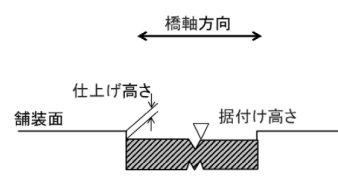
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合、2ヶ所測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便 覧Ⅱ-82 「表- Ⅱ.5.5 各塗料の 標準使用量と標 準膜厚」の標準 使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工)  (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	  	
						断面の外形寸法	$\pm 5$			
						橋 桁 の そり $\delta_1$	$\pm 8$			
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工)  (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	  	
						断面の外形寸法	$\pm 5$			
						橋 桁 の そり $\delta_1$	$\pm 8$			
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$			
3	2	3	13		ポストテンション桁 製作工	幅 (上) $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。  $\ell$ : 支間長 (m)		
						幅 (下) $w_2$	$\pm 5$			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 $\ell$ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	$0.8 \ell$			

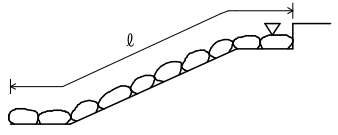
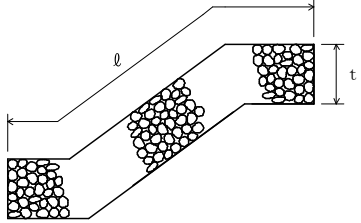
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 $l$ 支 間 長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm$ ( $l - 5$ ) かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。  $l$ : 支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	0.8 $l$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点 付近）で1ヶ所当たり両端と中央部の 3点、幅及び厚さは1径間当たり両端 と中央部の3ヶ所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、 第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。  $l$ : 桁長 (m)		
						幅 $w_1, w_2$	-5 ~ +30			
						厚 さ $t$	-10 ~ +20			
						桁 長 $l$	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm$ ( $l - 5$ ) かつ -30mm 以内			

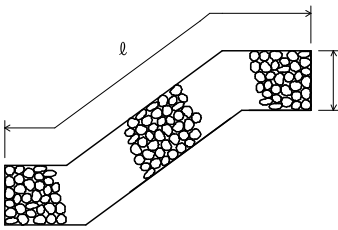
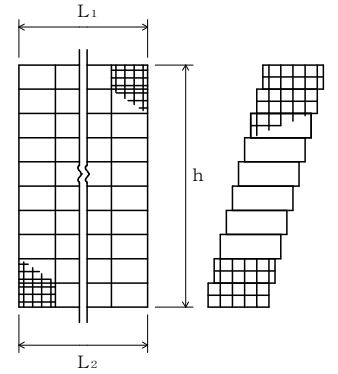
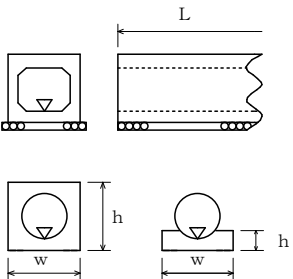
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で 1ヶ所当たり両端と中央部の 3点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3ヶ所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。  ℓ：桁長（m）					
						幅（上） w <sub>1</sub>	- 5 ~ +30						
						幅（下） w <sub>2</sub>	- 5 ~ +30						
						内 空 幅 w <sub>3</sub>	± 5						
						高 さ h <sub>1</sub>	+10 - 5						
						内空高さ h <sub>2</sub>	+10 - 5						
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ-5) かつ -30mm 以内						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C押し箱桁製作工	幅（上） w <sub>1</sub>	- 5 ~ +30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。  ℓ：桁長（m）					
						幅（下） w <sub>2</sub>	- 5 ~ +30						
						内 空 幅 w <sub>3</sub>	± 5						
						高 さ h <sub>1</sub>	+10 - 5						
						内空高さ h <sub>2</sub>	+10 - 5						
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ-5) かつ -30mm 以内						
						3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工				3 共 通 的 工 種	17	
厚さ t	-20												
幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-20												
延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	1 施工箇所毎											
乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。										
	延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	- t / 2						1 施工箇所毎					
は根固めブロックの高さ													

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 150$	1組毎		
						幅 w	$\pm 300$			
						延 長 L	$-200$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 $\nabla$	$-100$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	$-100$			
						延 長 L	$-200$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	$-30$	1回/1施工箇所		
						高 さ h	$-30$			
						長 さ L	$-30$			
						段 数	$\pm 0$ 段			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	$\pm 3$	高さについては車道端部及び中央部の3点  表面の凸凹は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凸凹が3mm以下		
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の3点		
						橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				

単位：mm

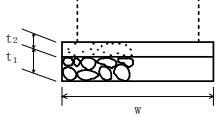
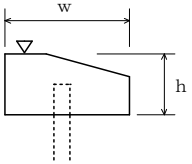
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 500$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法 長 $l$	-200			
						延 長 $L$	-200			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 $l$	-100	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ $t$	$-0.2 t$			
						延 長 $L$	-200			

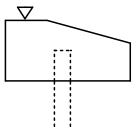
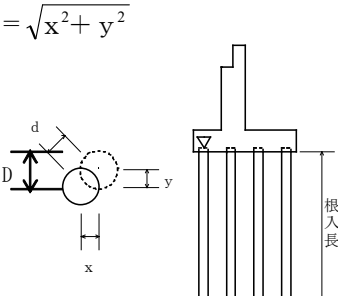
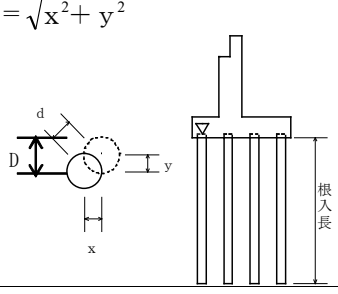
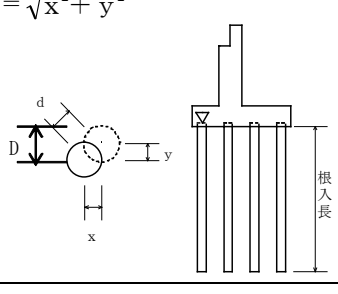
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50			
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						厚 さ t		-50			
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h		-100			
						延 長 $L_1, L_2$		-200			
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 $\nabla$		$\pm 30$		施工延長 20mにつき 1ヶ所、施工延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	
						※幅 w		-50			
						※高 さ h		-30			
						延 長 L		-200			1 施工箇所毎

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 20mにつき1ヶ所、施工延長 20m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 20mにつき1ヶ所、施工延長 20m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ $h_1, h_2$	-30			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 20mにつき1ヶ所。 延長 20m以下のものは1 施工につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

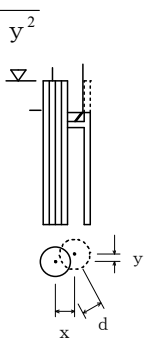
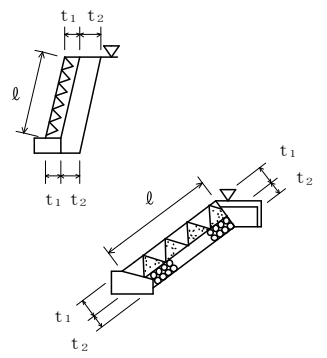
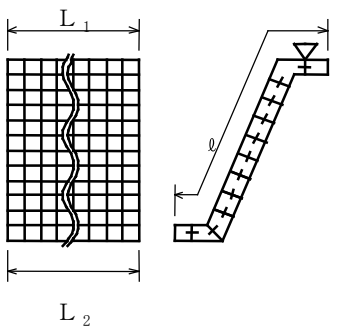


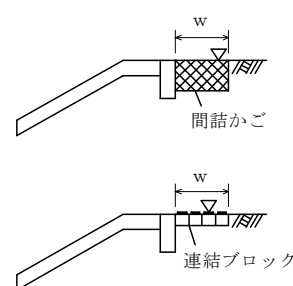
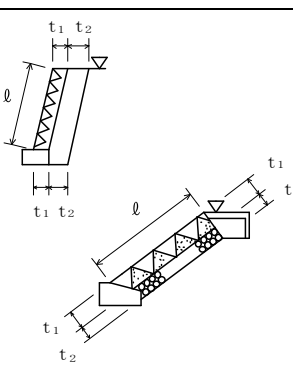
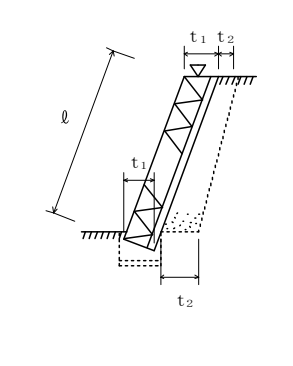
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水桝工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500㎡とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		基準の改定に伴い測定基準に追加。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ $t_1, t_2$	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3	2	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			
3	2	4	4		既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
3	2	4	4		既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径	設計値以上			
3	2	4	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径	{設計径（公称径）-30} 以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  ※ライフプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルリングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150 以内			
						傾 斜	1/50 以内			
						基 礎 径 D	設計径 (公称径) 以上※			
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300 以内			
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300 以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300 以内				
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(ブロック積張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延 長 L	-200				
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 ℓ	-100				
						延 長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延 長 L	-200				
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(ブロック) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延 長 L	-200				
3	2	5	5		石積(張)工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 20m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満	品質管理基準との整合
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	品質管理基準との整合
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50	-50	—	—			



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコア- を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事はい いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が、500 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で 2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の 総使用量が 500t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコア- を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。	コア-採取について 橋面舗装等でコア-採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-7
	平坦性	-	3mプロファイルメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下										

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50	-50	—	—			



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	幅 国 80m ↓ 県 40m  (施工規模を考慮)
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> 毎に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-8
	平坦性	—		3m <sup>2</sup> プロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延 20m毎に1ヶ所の割とし、 道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起 こして測定。 幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測 定。ただし、幅は設計図書の測点によ らず延長 40m以下の間隔で測定するこ とができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	基準高 国 40m ↓ 県 20m  厚さ 国 200m ↓ 県 40m  幅 国 80m ↓ 県 40m  (施工規模を 考慮)
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 40m以下の間隔で 測定することができる。	維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	(施工規模を 考慮)
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 40m以下の間隔で測定することがで きる。	維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-50	-50	—	—			



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-25	-25	—	—			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
					(面管理の場合)	平坦性	—		3m <sup>φ</sup> プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長 20m 毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 100m 毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長 40m 毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 100m 毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。		
						幅	-25		—			



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。  ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70			
						t ≥ 15cm		±90	+50 -15			
						t < 15cm		+90 -70	+50 -10			
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-10	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m  (施工規模を考慮)
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-25	-25	—	—			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工  (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方中 規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-11
					(表層工)	平坦性	—		<p>3mプロファイルメータ(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下</p>				
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長 20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t未満あるいは施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 未満。厚さは、個々の測定値が 10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	基準高 国 40m ↓ 県 20m  厚さ 国 200m ↓ 県 40m  幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚 さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-50		—			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	- 9	-12	- 3	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-25		—			



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12			
						幅	-25		-						
						平 坦 性	-		コンクリートの硬化後3mプロファイルメータにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下						
						目地段差	±2						隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
						6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40				±50	-	基準高は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。
								厚 さ	-45				-15		
								幅	-50				-		
						7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25				-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。
								幅	-50				-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未 満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未 満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	延長 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-50		—			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25		—			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		厚さ 国 200m ↓ 県 40m  幅 国 200m ↓ 県 80m
						幅	-35		—			
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m<sup>2</sup>未満。</p>	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9	
	平坦性	—	3m <sup>φ</sup> プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下										

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS直読式(足付き)(σ)1.75mm以下」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12
						平坦性	—		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

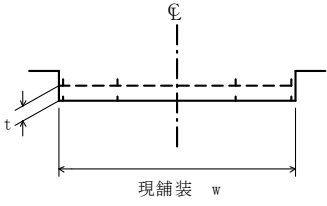
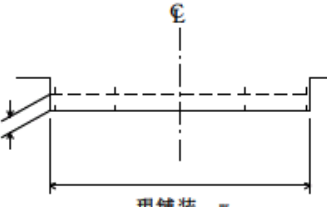
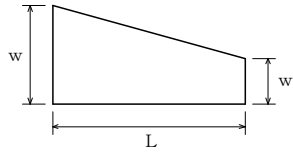
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚 さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 40m以下の間隔で測定することがで きる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-50		—			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	-12	- 3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。		
						幅	-25		—			

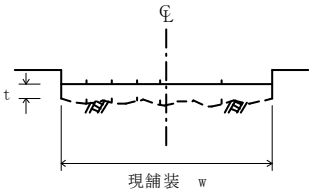
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 100m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコア を採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコア を採取して測定。		
						幅	-25		—			



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 $\bar{x}$ (X)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは 20m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 20m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		厚さ 国 40m ↓ 県 20m
						幅 w	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ tのみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17)	-2 (2)	<b>1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</b> <b>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</b> <b>3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。</b> <b>4. 幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。</b>		
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		
							延長L	-100			
							厚さt	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長L	-100			
							厚さt	該当工種			

単位：mm

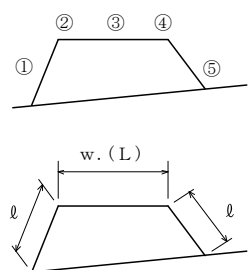
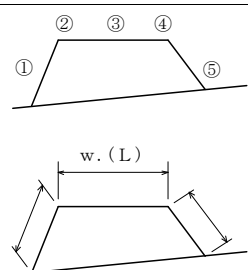
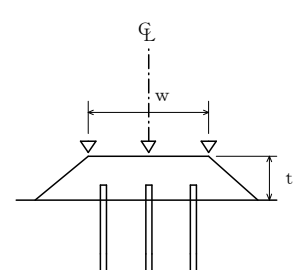
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	- 9		厚さは 20m 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、延長 20m 未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		厚さ 国 40m ↓ 県 20m  幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅 w	- 25				
						延 長 L	- 100				
						平 坦 性	—	3m <sup>2</sup> プロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	—	3m <sup>2</sup> プロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下			

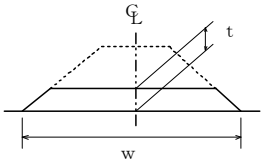
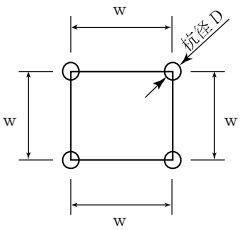
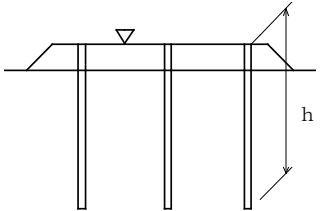
単位：mm

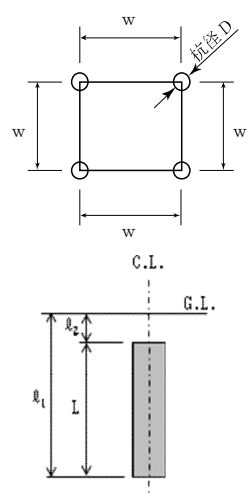
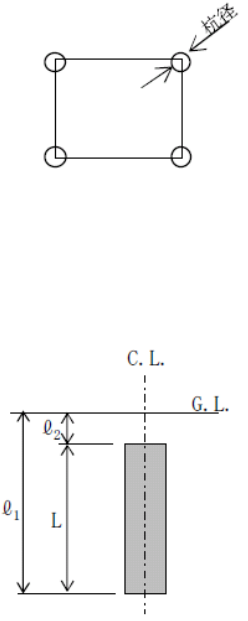
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	延長 20m 毎に 1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認（実測は不要）。		国 40m ↓ 県 20m
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		国 40m ↓ 県 20m
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		国 40m ↓ 県 20m
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT 施工の場合)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		国 40m ↓ 県 20m
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			
3	2	7	5		パイルネット工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 20mにつき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		国 40m ↓ 県 20m
						厚 さ $t$	-50			
						幅 $w$	-100			
						延 長 $L$	-200			

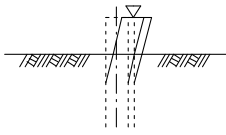
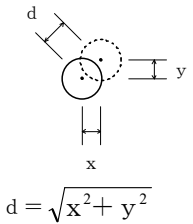
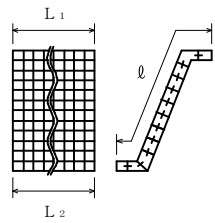
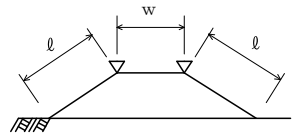
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 20mにつき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		国 40m ↓ 県 20m
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	20本に1ヶ所。 20本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		国 100本 ↓ 県 20本
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上			
			8		縮固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		
									※余長は、適用除外	

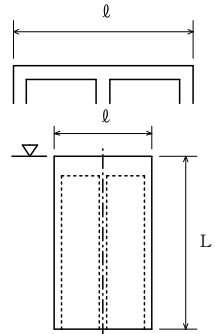
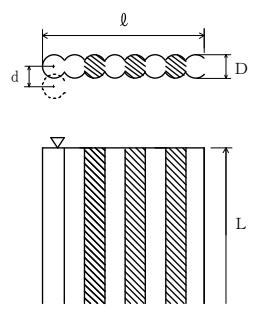
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 $\nabla$	-50	20本に1ヶ所。 20本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		国 100 本 ↓ 県 20 本
						位 置・間隔 w	D/4 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ $\ell_1$ は改良体先端深度 $\ell_2$ は改良体天端深度		
3	2	7	9	2	固結工  (スラリー攪拌工)  「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基 準 高 $\nabla$	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位 置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高 $\nabla$	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、又は 施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長 40m(50m) 以下のものは1 施工箇所につき2 ヶ 所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を 出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理 要領(表層安定処理等・中層地盤改良 工事編)(案)」による管理の場合は、 全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認(実測は不 要)。	
						施工厚さ t	設計値以上		
						幅 w	設計値以上		
						延長 L	設計値以上		

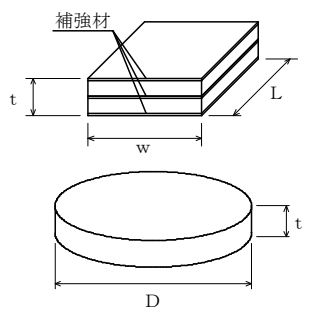


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$	基準高は施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						根 入 長	設計値以上			
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ $l$	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
						配 置 誤 差 $d$	100			
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $l$	-100	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  1 施工箇所毎		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 $L_1$ $L_2$	-200			
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		国 50m ↓ 県 20m
						天 端 幅 $w$	-100			
						法 長 $l$	-100			

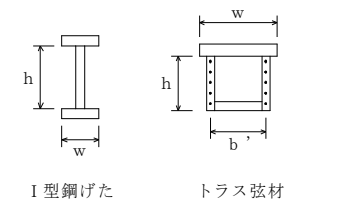
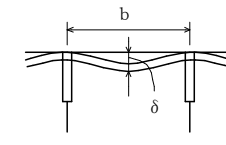
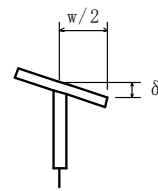
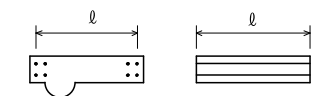
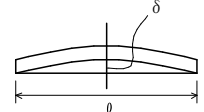
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		国 50m ↓ 県 20m
3	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 10mにつき 1ヶ所。延長 10m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		基準高 国 40m ↓ 県 20m  変位 国 20m ↓ 県 10m
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 10mにつき 1ヶ所。延長 10m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		D：杭径  基準高 国 40m ↓ 県 20m 変位 国 20m ↓ 県 10m
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位 d	D/4 以内			
						壁 体 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要			
3	2	12	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼 構造物と の接合用 ボルト孔	孔の直径差	+ 2 - 0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び 橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13 を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されている かを要する。 ※5) 組立て後に測定				
							ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ					1 以下	
							$\leq 1000\text{mm}$						
							ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ					1.5 以下	
							$> 1000\text{mm}$						
						アンカー ボルト用孔	ドリル 加工孔	$\leq 100\text{mm}$				+ 3 - 1	
								$> 100\text{mm}$				+ 4 - 2	
						アンカー ボルト		孔の中心距離※1				JIS B 0403-1995 CT13	
								セン ター ボス				ボスの直径	+ 0 - 1
							ボスの高さ					+ 1 - 0	
						ボス ※5	ボスの直径	+ 0 - 1					
							ボスの高さ	+ 1 - 1					

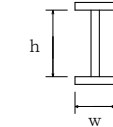
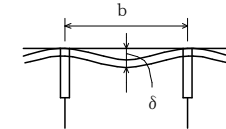
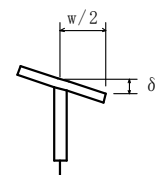
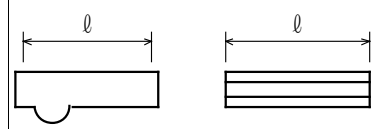
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要		
3	2	12	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直角 方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているかをする。 ※5) 組立て後に測定				
						全移動量 $l$ ※4	$l \leq 300\text{mm}$				$\pm 2$	
							$l > 300\text{mm}$				$\pm l / 100$	
						組立高さ H	上、下面加工仕上げ				$\pm 3$	
							コンクリート構造用				$H \leq 300\text{mm}$	$\pm 3$
											$H > 300\text{mm}$	( $H/200+3$ ) 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14	
							鑄放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT14	
							削り加工寸法				JIS B 0403-1995 CT14	
							ガス切断寸法				JIS B 0403-1995 CT14	
3	2	12	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w, L, D $\leq 500$	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差		3-2-12-1		
							500 < w, L, D $\leq 1500\text{mm}$				0 ~ +1%	
							1500 < w, L, D				0 ~ +15	
						厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$				$\pm 0.5$	
							20 < t $\leq 160$				$\pm 2.5\%$	
							160 < t				$\pm 4$	
						相対誤差	w, L, D $\leq 1000\text{mm}$				1	
							1000mm < w, L, D				(w, L, D) / 1000	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部 材  部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ $h$ (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						外周長 $L$ (m)	$\pm (10+L/10)$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要					
								鋼桁等	トラス・アーチ等							
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 $w$ (m)  腹板高 $h$ (m) 腹板間隔 $b'$ (m)	$\pm 2 \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 JIS製品を使用する場合はJIS 認定工場の成績表にかえることができる。	 I型鋼げた トラス弦材							
											部	板 鋼げた及びトラス等の部材の腹板	$h/250$	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。  $h$ : 腹板高 (mm) $b$ : 腹板又はリブの間隔 (mm) $w$ : フランジ幅 (mm)		
											材	面 箱げた及びトラス等のフランジ	$b/150$			
											精	度 $\delta$ 鋼床版のデッキプレート				
											材	度 フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$			
											部	材	鋼げた	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。	
											材	長 $\ell$ (m)	トラス、アーチなど	$\pm 2 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \ell > 10$		
			圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 $\ell$ : 部材長 (mm)										
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 <math>\delta</math>、フランジの直角度 <math>\delta</math>、圧縮材の曲り <math>\delta</math>」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>																

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
								鋼げた等	トラス・アーチ等						
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。	—						
										主げた、主構の中心 間距離 B (m)		$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
										主構の組立高さ h (m)		$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$	—	両端部及び中心部 を測定。	
										主げた、主構の通り $\delta$ (mm)		$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$	最も外側の主げた又は主構について支 点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)	—	
										主げた、主構のそり $\delta$ (mm)		$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$	各主げたについて 10～12m間隔を測 定。 L：主げたの 支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)	
										主げた、主構の橋端 における出入差 $\delta$ (mm)		設計値 $\pm 10$	どちらか一方の主げた（主構）端を 測定。	—	
										主げた、主構の鉛直 度 $\delta$ (mm)		$3+h/1,000$	各主桁の両端部を 測定。 h：主げたの高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ (mm)	
										現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)		設計値 $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta_1, \delta_2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、す き間の許容範囲の下限値を0mmとす る。(例：設計値が3mmの場合、す き間の許容範囲は0mm～8mm)		

※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「主げた、主構の鉛直度 $\delta$ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

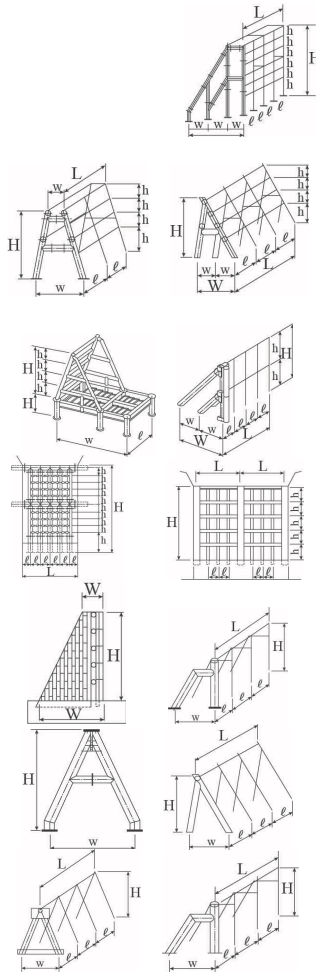
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた	
						腹板高 h (m)				
						板鋼げた等の部材の腹板の平面度 δ (mm)	h / 250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。		
						箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150			
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	主要部材全数を測定。		
部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$									

※規格値のw に代入する数値はm単位の数値である。

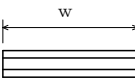
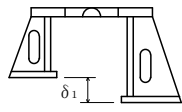

ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。

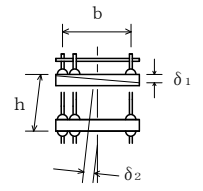
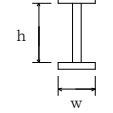
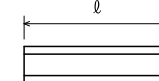
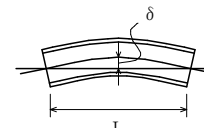


単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
本体の傾き	±H/500									

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	4		検査路製作工	部 材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 $w$ (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。					
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設 計 値 $\pm 4$				両端部及び中央部付近を測定。		3-2-12-5 鋼道路橋施工 便覧に準拠表 現の適正化
							フィンガーの食い 違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$						
												(実測値) $\delta_2$ 		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部 材 長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
							鉛 直 度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$			
							高さ h (mm)	$\pm 5$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた	
							フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$			
							部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について 主要部材全数で測定。		
							仮組立時	主げたのそり $-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主げたについて 10～12m間隔を測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラバークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	± (20+L/5) ± (20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通 り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主げた・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	± (25+L/2)	主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)		
						※主げた、主構の 中心間距離 B(m)	±4………B≤2 ± (3+B/2)……… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主げたの橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
						※主げた、主構の 鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部 のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

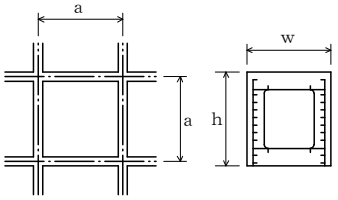
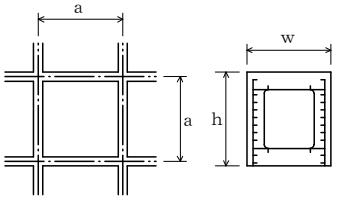
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要	
3	2	13			架設工（コンクリート橋）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。			
					(クレーン架設) (架設桁架設)	桁の中心間距離	—				
					架設工支保工 (固定) (移動)	そ り	—				
					架設桁架設 (片持架設) (押し架設)						
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m
							ℓ ≥ 5m	法長の-4%			
						盛土法長 ℓ	ℓ < 5m	-100			
							ℓ ≥ 5m	法長の2%			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

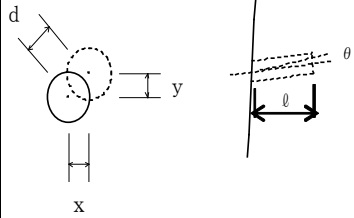
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ < 5	-200	施工延長 20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		延長 国 40m ↓ 県 20m  面積 国 200 m <sup>2</sup> ↓ 県 100 m <sup>2</sup>	
							ℓ ≥ 5m	法長の-4%				
						厚さ t	t < 5cm	-10				施工面積 100 m <sup>2</sup> につき1ヶ所、面積 100 m <sup>2</sup> 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。
							t ≥ 5cm	-20				
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 $l$	$l < 3m$	-50	<p>施工延長 20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		<p>延長 国 40m ↓ 県 20m  国 200 m<sup>2</sup> ↓ 県 100 m<sup>2</sup></p>								
							$l \geq 3m$	-100											
						厚さ $t$	$t < 5cm$	-10				<p>100 m<sup>2</sup>につき1ヶ所以上、100 m<sup>2</sup>以下は2ヶ所をせん孔により測定。</p>							
							$t \geq 5cm$	-20											
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上													
						延 長 L						-200	<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>						



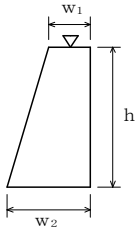
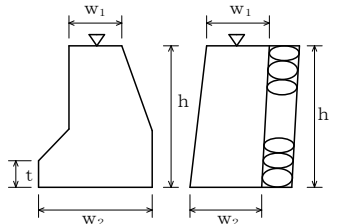
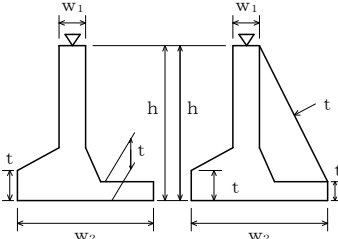
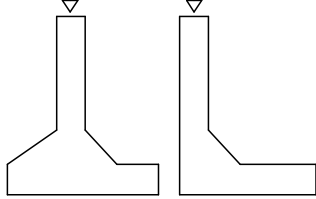
単位：mm

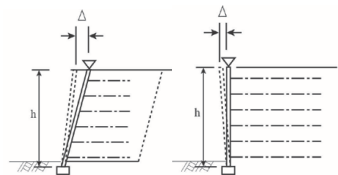
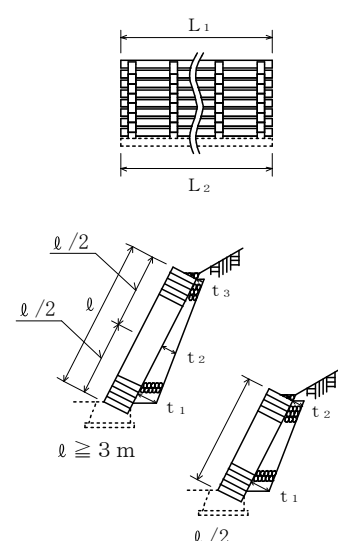
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工 ( 現 場 打 法 枠 工 ) ( 現 場 吹 付 法 枠 工 )	法 長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による  国 40m ↓ 県 20m  国 100m ↓ 県 40m		
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200					
						幅	w	-30				枠延延長 40mにつき1ヶ所、枠延延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
						高  さ	h	-30					
							枠 中 心 間 隔	a				±100	
							延 長	L				-200	1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工 ( プ レ キ ャ ス ト 法 枠 工 )	法 長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1 施工箇所毎		国 40m ↓ 県 20m		
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200					
							延 長	L				-200	

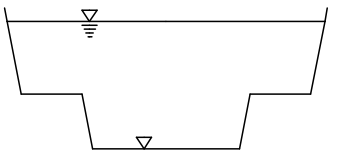
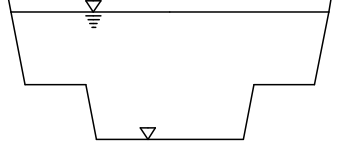
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6	アンカー工	削孔深さ $\ell$	設計値以上	全数（任意仮設は除く）	
					配置誤差 d	100		
					せん孔方向 $\theta$	±2.5度		

$$d = \sqrt{x^2 + y^2}$$

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

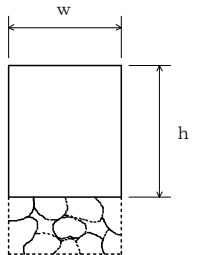
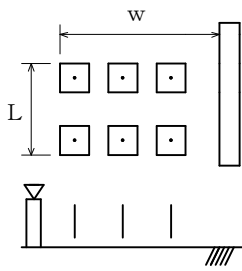
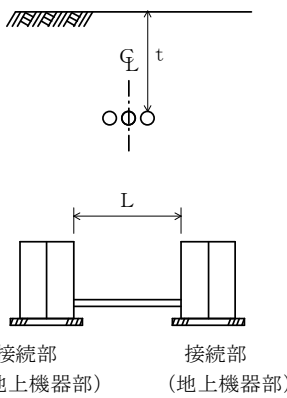
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	単位要mm	
3	土木 工事 共通 編	2	15	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高 さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
延 長 L	-200	1 施工箇所毎									
											
3	土木 工事 共通 編	2	15	2	プレキャスト擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	
						高  さ $h$	$h < 3\text{ m}$				-50
							$h \geq 3\text{ m}$				-100
						鉛 直 度 $\Delta$	$\pm 0.03 h$ かつ $\pm 300$ 以内				
						控 え 長 さ	設計値以上				
						延 長 $L$	-200				1 施工箇所毎
3	2	15	4		井桁ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						法 長 $l$	高  さ $h < 3\text{ m}$				-50
							高  さ $h \geq 3\text{ m}$				-100
						厚  さ $t_1, t_2, t_3$	-50				
						延 長 $L_1, L_2$	-200				1 施工箇所毎

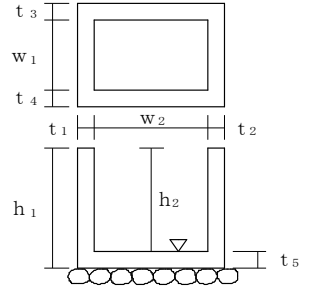
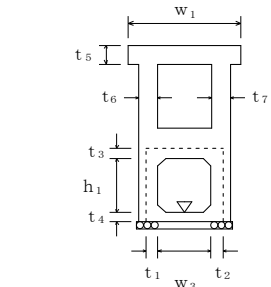
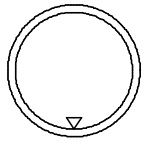
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	- 800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
								500ps	- 1000～+200			
								1000ps	- 1200～+200			
							ディゼル船	250ps	- 800～+200			
								420ps 600ps	- 1000～+200			
								1350ps	- 1200～+200			
								幅	-200			
								延長	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽		+200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			
								幅				-200
								延長				-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）(案)」、 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫）(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mm が含まれている。  3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。			
							標高較差	0 以下				+400 以下

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	土木 工事 共通 編	2	18	2	床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m <sup>2</sup> に1ヶ所測定。  （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10									

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 一般施工	7 共通の工種	4		護岸附属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。		
						高さ h	-30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	1組毎		
						幅 w	$\pm 300$			
						方向	$\pm 7^\circ$			
						延長 L	-200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0~+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
						延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

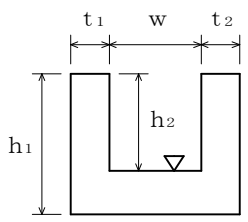
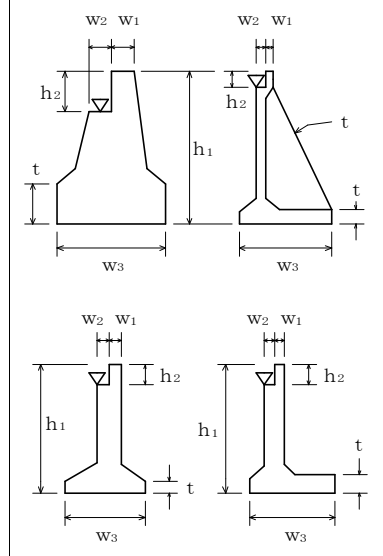
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						内空幅 $w_3$	-30			
						内空高 $h_1$	±30			
						延長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工ヶ所毎		国 40m ↓ 県 20m
						延長 L	-200			



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本 体 工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
6 河川編	4 水門	6 水門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
6 河川編	5 堰	6 可 動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
6 河川編	5 堰	7 固 定 堰 本 体 工	8 9 10		堰本 体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所 で測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						堰 長 L	L < 20m				-50
							L ≥ 20m				-100

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h_1, h_2$	-30			
						延 長 $L$	-200			
6 河 川 編	5 堰	9 管 理 橋 下 部 工	2		管理橋橋台工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ $t$	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天 端 長 $\ell_1$	-50			
						敷 長 $\ell_2$	-50			
						胸壁間距離 $\ell$	$\pm 30$			
						支 点 長 及 び 中心線の変化	$\pm 50$			

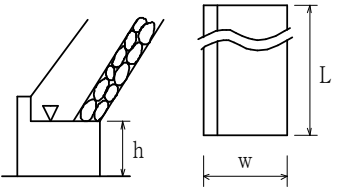
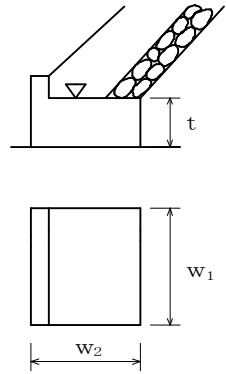
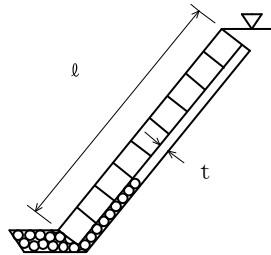
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場 本 体 工	6		本 体 工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ $h_1, h_2$	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場 本 体 工	7		燃 料 貯 油 槽 工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈 砂 池 工	7		コ ン ク リ ー ト 床 版 工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			

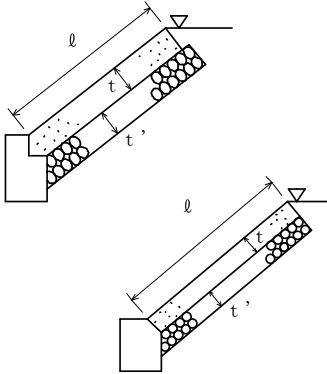
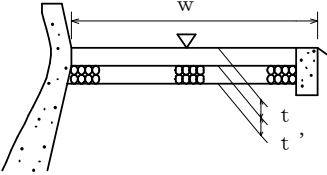
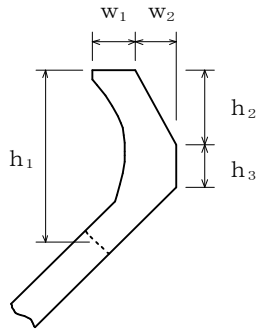
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天端幅 $w_1$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						堤長 $L_1, L_2$	-100			
						水通し幅 $l_1, l_2$	$\pm 50$			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		
						厚さ $t$	-30			
						幅 $w$	-100			
						延長 $L$	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎にて測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 $w_1$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						長さ $L$	-100			

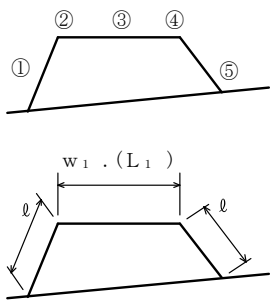
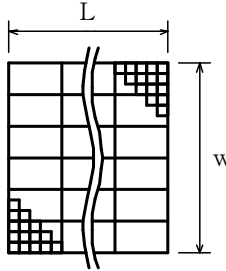
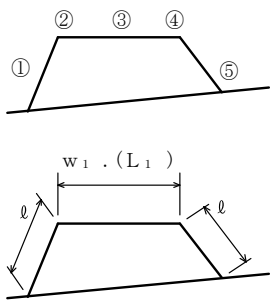
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	ブロック個数 20個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		個数 国 40個 ↓ 県 20個  延長 国 40m ↓ 県 20m	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 $w_1$ ブロック横幅 $w_2$	-20				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。  「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m	
						法長 $l$	$l < 5\text{m}$				-100
							$l \geq 5\text{m}$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
延 長 L	-200										

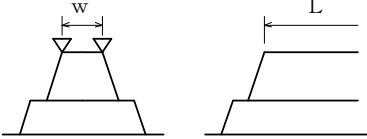
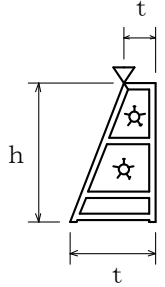
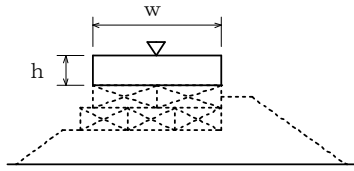
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m	
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ $t$	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 $t'$					-50
						延長 $L$					-200
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						幅 $w$					-50
						厚さ $t$					-10
						基礎厚 $t'$					-45
						延長 $L$					-200
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						幅 $w_1, w_2$					-30
						高さ $h < 3m$ $h_1, h_2, h_3$					-50
						高さ $h \geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$					-100
						延長 $L$					-200

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基 準 高	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。			
							表 面 均 し	±100				
							荒 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ				±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300				
						▽	被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ				±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300				
							法 長 $l$	-100				幅は施工延長 20m につき1ヶ所、延長 20m 以下のものは1 施工箇所につき2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏 法肩。
							天 端 幅 $w_1$	-100				
天 端 延 長 $L_1$	-200											
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 $w$	-300	施工延長 20m につき1ヶ所、延長 20m 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ 所。		国 40m ↓ 県 20m		
						延 長 $L$	-500					
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基 準 高	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。			
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300				
						▽	法 長 $l$	-100				幅は施工延長 20m につき1ヶ所、延長 20m 以下のものは1 施工箇所につき2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏 法肩。
							天 端 幅 $w_1$	-100				
							天 端 延 長 $L_1$	-200				

単位：mm

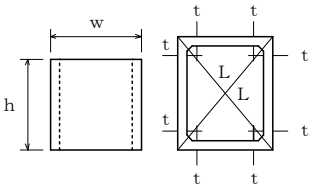
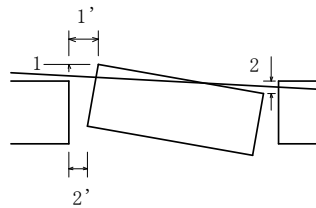
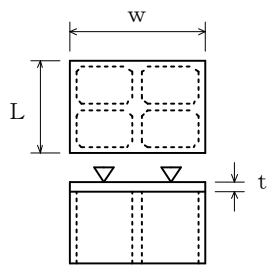
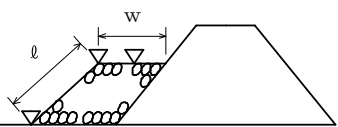
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	基準高▽ (層積)ブロック 規格26t未満	±300	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。延長は、センターラインで行う。		国40m ↓ 県20m	
						(層積)ブロック 規格26t以上	±500				
						(乱積)	±ブロックの 高さの1/2				
						天端幅 w	ーブロックの 高さの1/2				
						天端延長 L	ーブロックの 高さの1/2				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。		国40m ↓ 県20m	
						厚さ t	-50				
						高さ h	h < 3m				-50
						高さ h	h ≥ 3m				-100
						延長 L	-200				1 施工箇所毎
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。		国40m ↓ 県20m	
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		
							コンクリート	±50			
						壁厚 $t_1$		±10	底版完成時、各壁1ヶ所		
						幅 $w$		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ $h_1$		+30, -10	完成時、四隅		
						長さ $L$		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ $t_2$		+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所		
フーチング高さ $h_2$		+30, -10	底版完成時、四隅								
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所			
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150				
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下	据付完了後、天端2ヶ所			
							ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水中	±50			
						厚さ $t$		±30			
						幅 $w$		±30			
						長さ $L$		±30			

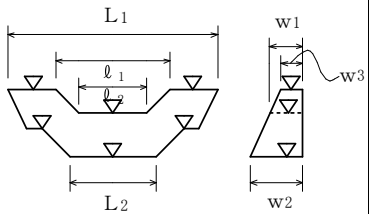
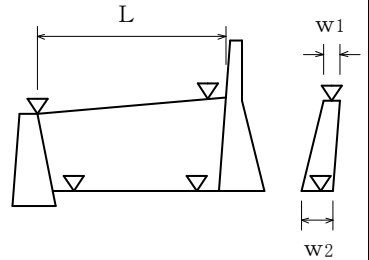
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数			
						幅 w	+20, -10				
						高 さ h	+20, -10				
						長 さ L	+20, -10				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)			
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水 中	±50			
							厚 さ t	±30			
							幅 w	±30			
							長 さ L	±30			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め 工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブ ロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。  幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏 法肩。		国 40m ↓ 県 20m
							異形ブ ロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300			
							法 長 l	-100			
							天 端 幅 w	-100			
							天 端 延 長 L	-200			

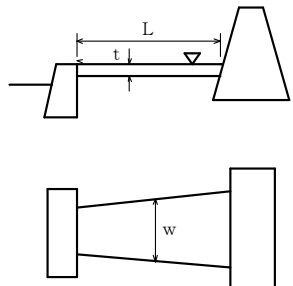
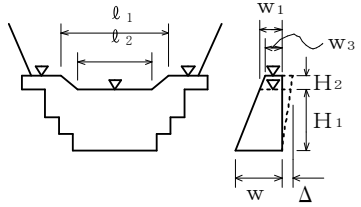
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  幅、厚さは 20 個につき 1ヶ所測定。		国 40m ↓ 県 20m	
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t		-20				
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層 積	-20				
							乱 積	- t / 2				
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層 積	-200				1 施工箇所毎
乱 積	- t / 2											
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長 20m につき 1ヶ所。延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。		国 40m ↓ 県 20m	
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t		-20				
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>		-20				
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>		-200				
7 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高 ▽	本 均 し		±50	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		国 40m ↓ 県 20m
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
						異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300				
						法 長 l		-100	幅は施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w <sub>1</sub>		-100				
天 端 延 長 L <sub>1</sub>		-200										

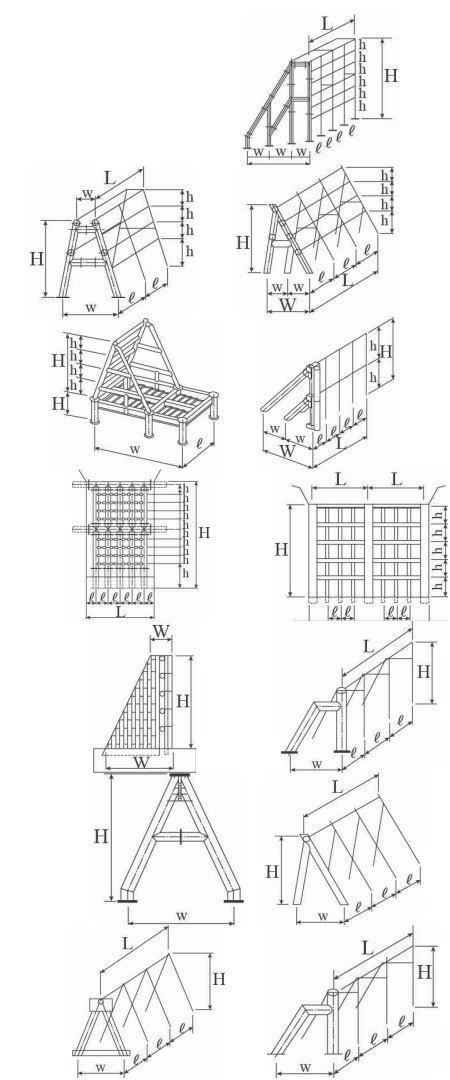
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。			
						天端部 堤 幅 $w_1, w_3$ $w_2$	-30				
						水通しの幅 $\ell_1, \ell_2$	$\pm 50$				
						堤 長 $L_1, L_2$	-100				
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。			
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						長 さ $L$	-100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。			
						幅 w	-100				
						厚さ t	-30				
						延長 L	-100				
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
							長さ $l_1, l_2$	$\pm 100$			
							幅 $w_1, w_3$	$\pm 50$			
							下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H_1$			
						袖 部	袖 高 $\nabla$	$\pm 50$			
							幅 $w_2$	$\pm 50$			
							下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H_2$			

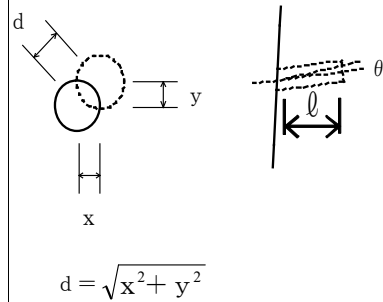
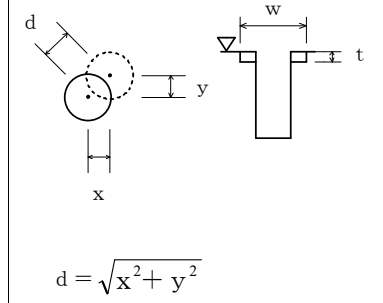
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。  		8-1-9-5
						堤長 $\varnothing$	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

単位：mm

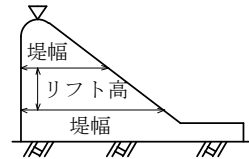
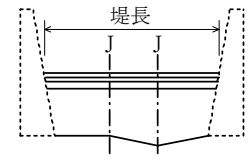
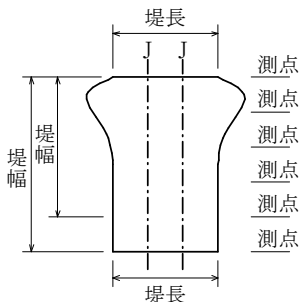
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			
						長 さ L	$\pm 100$				
						幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$				
						下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H$				
						高 さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		国 40m ↓ 県 20m	
						幅 w	-30				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						延 長 L	-200				
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)		国 40m ↓ 県 20m	
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 w	-30				
						幅 $w_1, w_2$	-50				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						深 さ $h_3$	-30				
						延 長 L	-200				

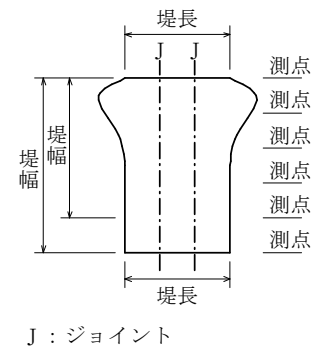
単位：mm

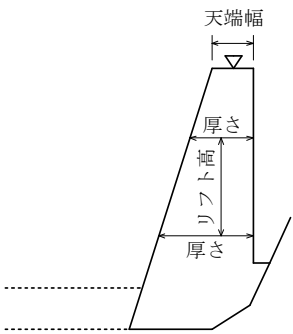
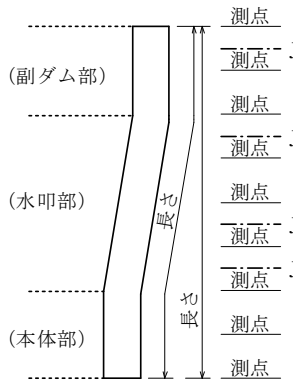
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $l$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 $d$	100			
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度			
8 砂防編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量 $d$	150			
						長さ $L$	-100			
						巻立て幅 $w$	-50			
						巻立て厚さ $t$	-30			
8 砂防編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	全数測定。		
						偏心量 $d$	$D/4$ 以内 かつ 100 以内			



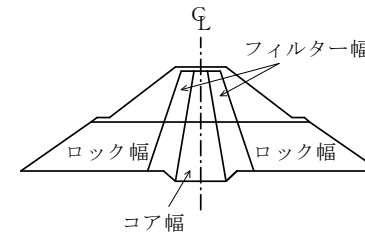
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

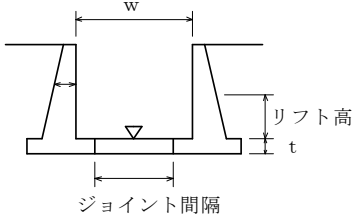
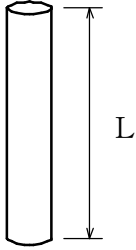
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	  	
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			



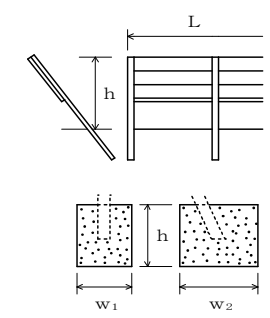
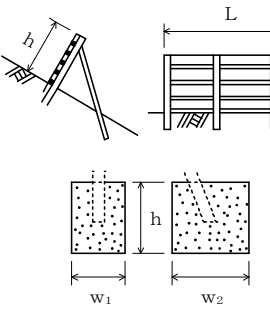
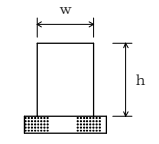
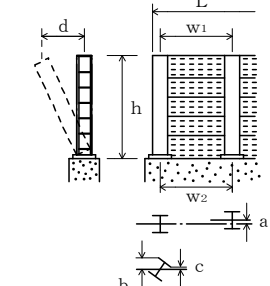
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			
								 <p>J : ジョイント</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フ イ ル ダ ム	3 盛 立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		
						外 側 境 界 線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フ イ ル ダ ム	3 盛 立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
9 ダム 編	2 フ イ ル ダ ム	3 盛 立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5 m毎に測定。		
						外 側 境 界 線	-0, +2000			



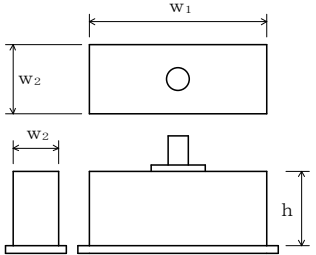
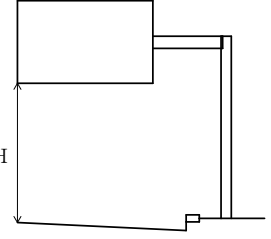
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長 さ L	±100			
9 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面 で行うカーテングラウトに適用する。		
						配 置 誤 差	100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2		遮音壁支柱製作工	部	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						材					
10 道路 編	1 道路 改良	9 カル バート 工	6		場所打函渠工	基 準 高 $\nabla$		$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ $t_1 \sim t_4$		-20			
						幅 (内法) $w$		-30			
						高 さ $h$		$\pm 30$			
						延 長 $L$	$L < 20\text{m}$	-50			
							$L \geq 20\text{m}$	-100			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	4		落石防止網工	幅 $w$		-200	1 施工箇所毎		
						延 長 $L$		-200			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	5		落石防護柵工	高 さ $h$		$\pm 30$	施工延長 20mにつき 1ヶ所、施工延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 $L$		-200			

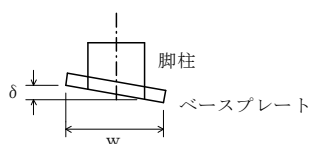
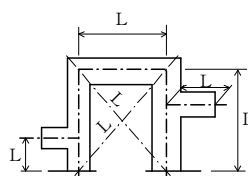
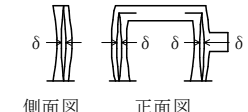
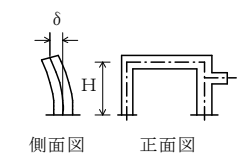
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	1 道路改良	11 落石 雪害 防止工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長 20m につき 1ヶ所、施工延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		国 40m ↓ 県 20m	
						延 長 L	-200				
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
10 道路編	1 道路改良	11 落石 雪害 防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長 20m につき 1ヶ所、施工延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		国 40m ↓ 県 20m	
						延 長 L	-200				
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー長 l	打 込 み l	-10%			全数
埋 込 み l	-5%										
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 20m につき 1ヶ所、施工延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		国 40m ↓ 県 20m	
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	±15	施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所		
							ず れ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒 れ d	h×0.5%			
						高 さ h	+30, -20	1 施工箇所毎			
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 20m 毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m毎に1ヶ所測定。  ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	基準高 国 40m ↓ 県 20m  厚さ 国 200m ↓ 県 40m  幅 国 80m ↓ 県 40m	
						厚 さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 100m毎に1ヶ所コアを採取して測定。		幅 国 80m ↓ 県 40m  厚さ 国 200m ↓ 県 100m	
						幅	-25	—				



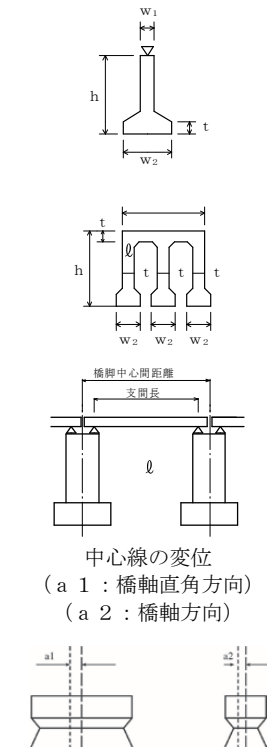
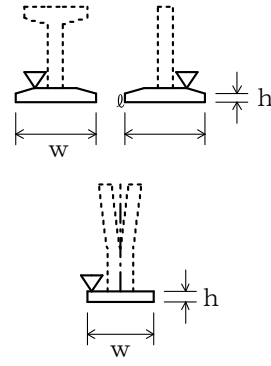
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4	1	踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	$\pm 20$	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	$\pm 20$	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	$\pm 30$	1ヶ所／1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	$\pm 20$	全数		
					厚 さ	—				
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	$\pm 20$	全数		
ア ン カ ー 長	$\pm 20$	全数								
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎一基毎		
						高 さ h	-30			
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 $t$	0~+50	接続部間毎に1ヶ所		
						延 長 $L$	-200	接続部間毎で全数		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 $w$	-30	1ヶ所/1施工箇所		
						高 さ $h$	-30			

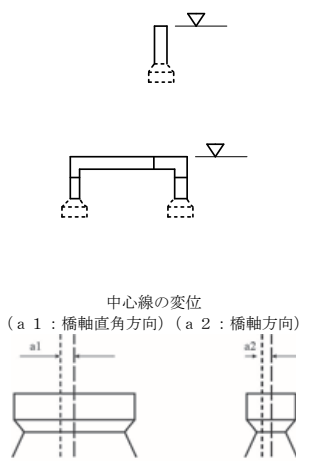
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部	脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							材	ベースプレート	孔の位置	±2		全数を測定。
						孔の径 d		0~5	全数を測定。			
						仮組	柱の中心間隔、対角長 L (m)	±5… L ≤ 10m ±10… 10 < L ≤ 20m ±(10 + (L - 20)/10) …20m < L	両端部及び片持ばり部を測定。			
							立時	はりのキャンバー及び柱の曲がり $\delta$ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。		
							柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	10…H ≤ 10 H…H > 10	H : 高さ (m)	各柱及び片持ばり部を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-6-8	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10				
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10				
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50				
						高 さ $h_1$	-50				
						胸壁の高さ $h_2$	-30				
						天 端 長 $l_1$	-50				
						敷 長 $l_2$	-50				
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高				+10~-20
							平面位置				$\pm 20$
							アンカーボルト孔の 鉛直度				1/50 以下

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-7-9	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20				
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						天 端 長 $l_1$	-50				
						敷 長 $l_2$	-50				
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				$\pm 20$
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下										

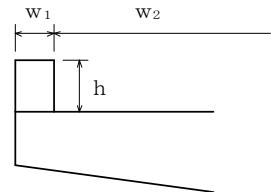
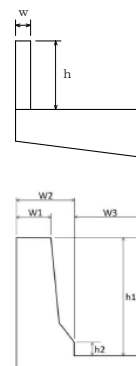
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	 <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	10-3-7-9	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 $w_1$	-20				
						敷 幅 $w_2$	-20				
						高 さ h	-50				
						長 さ $l$	-20				
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$				
						支 承 部 アンカーボルトの 箱抜き規格値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				$\pm 20$
アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50 以下										
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			
						幅 $w$ (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						長 さ $l$	-50				

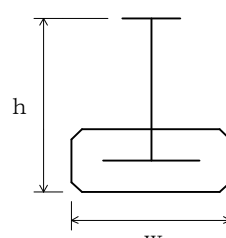
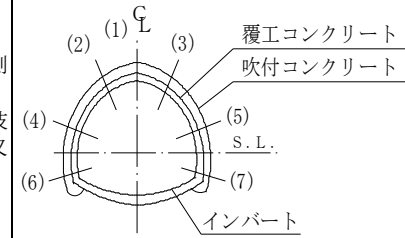
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ h	-50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 <p>中心線の変位 (a1：橋軸直角方向) (a2：橋軸方向)</p>	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	5 ※ $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

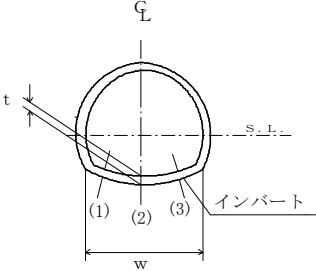
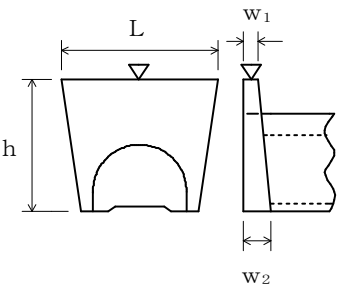


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注 1)		$\pm 5$	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  支承の平面寸法が 300mm 以下の場合、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を除 く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮 して、移動可能量が道路橋支承便覧の規 格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注 2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋				鋼橋
								$\pm 5$				$\pm (4+0.5 \times (B-2))$
						水 平 度	橋軸方向	$1/100$				
							橋軸直角方向					
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5										
可動支承の 機能確認 注 3)		温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2 以上										
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)		$\pm 5$	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を除 く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮 して、移動可能量が道路橋支承便覧の規 格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注 2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋				鋼橋
								$\pm 5$				$\pm (4+0.5 \times (B-2))$
						水 平 度	橋軸方向	$1/300$				
							橋軸直角方向					
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5										
可動支承の 機能確認 注 3)		温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2 以上										

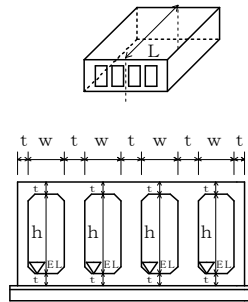
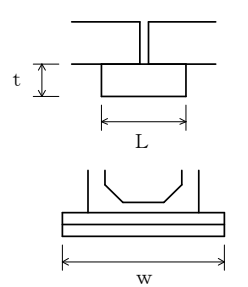
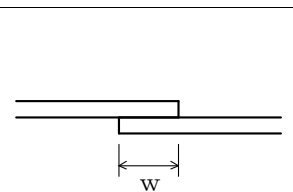
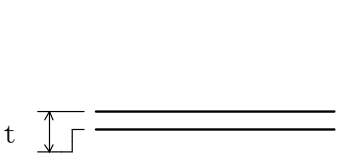
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	'-20以内 かつ -1D以内			
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w2	0～+30			
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6		橋梁用防護柵工	天 端 幅 w1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
					7	橋梁用高欄工	地 覆 の 幅 w2			
			高 さ h1	-20～+30						
			高 さ h2	-10～+20						
			有 効 幅 員 w3	0～+30						
			10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8				
高 さ	±4									

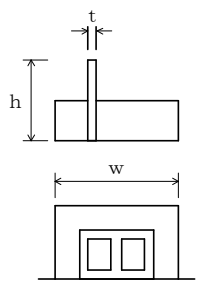
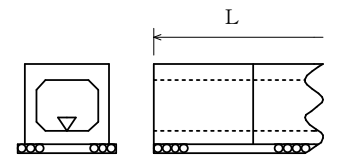
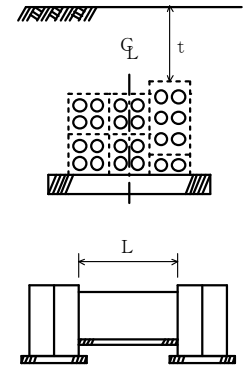
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長20m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		国 40m ↓ 県 20m
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長20m毎に断面全本数検		国 40m ↓ 県 20m
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 20m に つき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間 を 1 打設長の終点を図に示す各点 で測定。中間部はコンクリート打 設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コン クリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置)において、図 に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1)は 20m に 1 ヶ所、(2)～(3)は 100 m に 1 ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下 のものについては、1 トンネル当 たり 2 ヶ所以上の検測孔による測 定を行う。 ただし、以下の場合には、左記 の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆 工厚の 3 分の 1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに 限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ 別途構造的に覆工の安全が確認され ている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。		国 40m ↓ 県 20m
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M )	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長 20m につき 1 ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ 所。		国 40m ↓ 県 20m
						厚 さ t	-30			

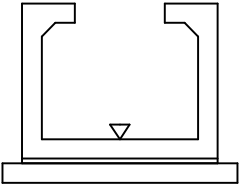
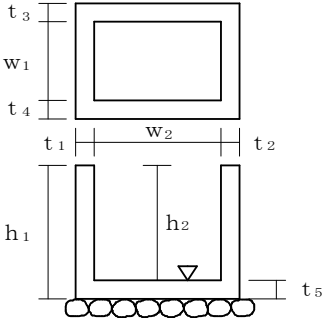
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工 20m につき 1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		国 40m ↓ 県 20m	
						厚 さ t	設計値以上				
						延 長 L	—				
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200				

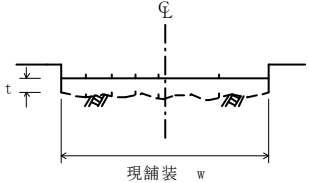
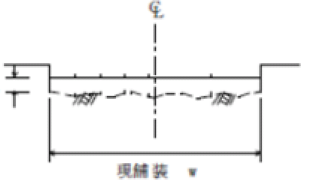
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高 (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長20mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		国 40m ↓ 県 20m
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	2		現場打躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	$\pm 30$			
						ブロック長 L	-50			
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		

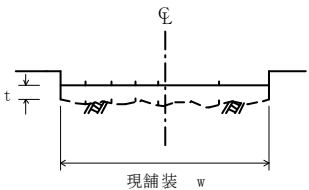
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
10 道路 編	11 共同 溝	7 プレ キャスト 構築工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 20m につき1ヶ所、延長 20m 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1 施工箇所毎		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 L	-200			
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		接続部 (地上機器部)      接続部 (地上機器部)
						延 長 L	-200			

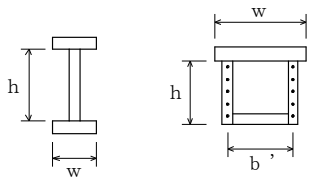
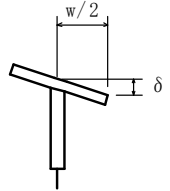
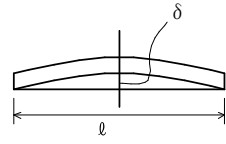


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_4 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m <sup>2</sup> プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合)厚さ t または標高較差(切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m <sup>2</sup> プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

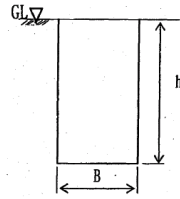
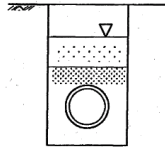
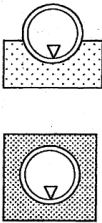
単位：mm

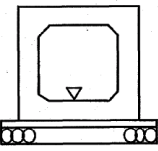

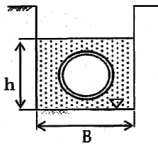
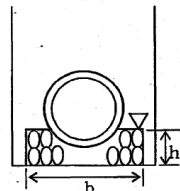
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7	路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長 40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線 40m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		国 80m ↓ 県 40m
						幅 w	-50			
						延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
								鋼げた等	トラス・アーチ等				
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots 2.0 < w$	主げた・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼げた      トラス弦材</p>			
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。				
										主げた		各支点及び各支間中央付近を測定。	
												主要部材全数を測定。ℓ：部材長 (mm)	

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
14	公園緑地編	2	植栽	3	植栽工	高木・中木	樹 高 (H)	-0	全数を測定項目に従って実測(100本以上の場合は10本に1本の測定)		
							葉 張 (W)	-0			
							幹回り (C)	-0			
						低木	樹 高 (H)	-0	抜き取り測定 (同一樹種、規格で) 100株までは 10% 100株～500株 7% 500株以上 5% を測定		
							葉 張 (W)	-0			
							本 数	-0			
						張芝	面 積	-1%	全面積測定		
						つる性補助 笹類、草木類等	面 積	-1%	全面積測定		
							株 数	-0			
						球根	球 数	-0	全数		
						種子	面 積	-1%	全面積測定		
支柱	結 束 高 さ	±20%	抜き取り測定 支柱タイプごとに10組に1組を標準とする。								
	結 束 本 数	-0									

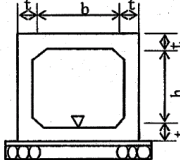
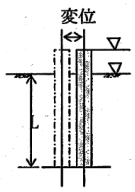
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
14	公園緑地編	3	施設整備	遊具 (ジャングルジム・滑台等)	設置高さ	±30	1箇所/1基			
					基礎	幅	-30			基礎1基毎
						高さ	-30			
						根入れ長	設計値以上			※施工に当たっては安全性に留意しなければならない。
				園路園地舗装工 (石張、平板、ダスト簡易舗装等)	面積	-1%	各測点ごとに測定する。			
				運動施設 (クレイ舗装)	庭球場	基準高さ	±20mm	厚さ及び硬度は500㎡に1回とし硬度についてはプロクターニードル貫入抵抗値測定による。		
						厚さ	-10mm			
						平坦性	±5mm以内			
						硬 度	40lb 以上			
					野球場	基準高さ	±20mm			
						厚さ	-10mm			
						平坦性	±20mm以内			
						硬 度	30lb 以上			
					陸上競技場	基準高さ	±20mm			
						厚さ	-10mm			
						平坦性	±10mm以内			
						硬 度	60lb 以上			
基盤工	基準高さ	±20mm	500㎡に1回			庭球場、野球場、陸上競技場に適用				
下層工	厚さ	±20mm	500㎡に1回							
中層工	厚さ	±20mm	500㎡に1回							

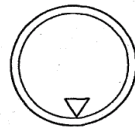
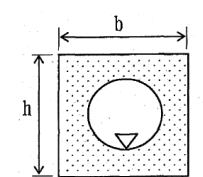
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	管路掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		任意土工 の場合は 除く。
					幅 B	-50			
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			

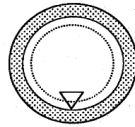
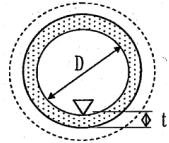
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	矩形渠 (プレキャスト)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					勾配	±20%			
					延長 $l$	- $l/500$ かつ -200	延長 $l$ はマンホール間を測定する。		
					総延長 $L$	-200			
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	圧送管	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					総延長	-200			
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 $B$	-50			
					厚さ $h$	-30			
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	碎石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 $b$	-50			
					厚さ $h$	-30			

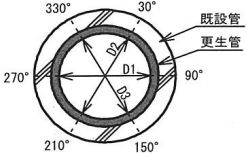
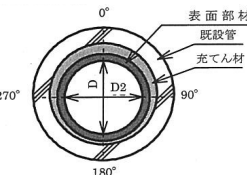


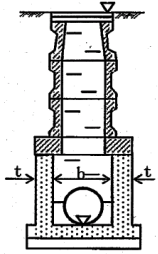
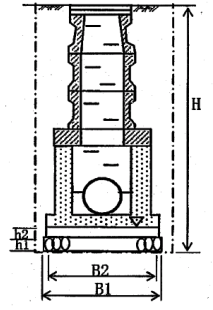
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	-30			
					厚さ h	-30			
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	-30			
					厚さ h	-30			

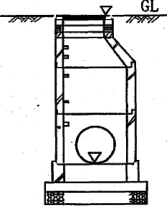
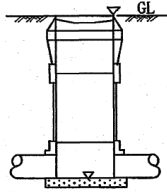
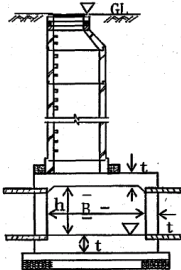
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工(開削)	6 水路築造工	現場打水路	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					幅 b	-30			
					高さ h	±30			
					厚さ t	-20			
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200			
					総延長 L	-200			
15 下水道編	1 管路	3 管きよ工(開削)	7 管路土留工	鋼矢板土留	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。		
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			

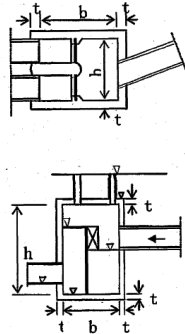

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	4・5 管きよ工 (小口径推進、 推進)	3 推進工	推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、推進管1本ごとに1箇所測定する。  2. 中心線の変位(水平)は、直線のみ の推進区間(スパン)の場合上段値、 曲線を含む推進区間(スパン)は下 段値とする。		小口径推進工の出来形については、機器の読み値による管理で良いこととする。
					中心線の変位 (水平)	直線のみ推進区間 ±50 曲線を含む推進区間 ±100			
					延長 ℓ	-ℓ/50かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。	中心線の変位(水平) ※直線のみ推進区間(スパン)  ※曲線を含む推進区間(スパン)	
					総延長 L	-200			
15 下水道編	1 管路	4・5 管きよ工 (小口径推進、 推進)	4 立坑内管 布設工	空伏工	基準高▽	±50	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b	-30			
					高さ h	-30			
					中心のずれ	±50			
					延長	-50			
					勾配	±20%			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	3 一次覆工	掘進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。		
					中心線の変位(水平)	±100			
					延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			
15 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	4 二次覆工	二次覆工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		二次覆工厚については、一次覆工の出来形を基に再度、計画のうえ、監督員の承諾を得るものとし、その計画に対し施工管理するものとする。
					中心線の変位(水平)	±50			
					二次覆工厚 t	-20	二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。		
					仕上がり内径 D	±20	仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	7 管きよ 更生工	3 管きよ 内面被覆工	反転・形成工法	仕上がり内径D	硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6箇所を測定する。 硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工ガイドライン(案)」に準拠して実施する。
					更生管厚	6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			
15 下水道編	1 管路	7 管きよ 更生工	3 管きよ 内面被覆工	製管工法	仕上がり内径 (高さ・幅)	平均内径が設計更生管径を下回らない。	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さと幅の2箇所を測定する。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工ガイドライン(案)」に準拠して実施する。

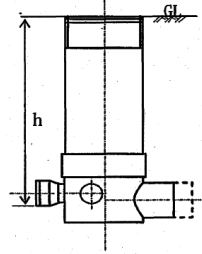
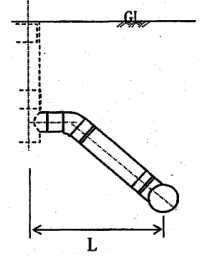
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	-30			
					壁厚 t	-20			
					人孔天端高	±30			
15 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	マンホール基礎工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					床掘深 H	±30			
					基礎工幅 B1	-50			
					基礎工高 h1	-30			
					コンクリート工幅 B2	-30			
					コンクリート工高 h2	-10			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工	組立マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	±30			
15 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工	小型マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	±30			
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 B	-30			
					高さ h	±30			
					壁厚 t	-20			
					人孔天端高	±30			

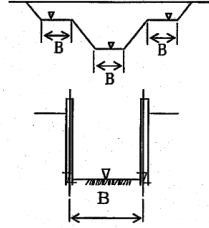
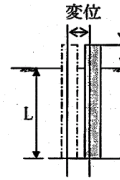
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工	伏せ越し室・雨水吐室	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	±30			
					高さ h	±30			
					厚さ t	-20			
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	伏せ越し管工	伏せ越し管	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					中心線の変位	±30			



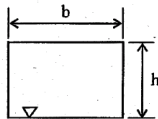
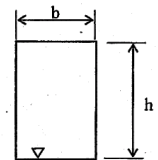
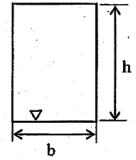
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	越流堰 (雨水吐室)	越流堰 (雨水吐室)	基準高▽	±10	基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
					幅b (厚さ)	±20			
					高さh (深さ)	±30			
					延長L (長さ)	-20			
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	中継ポンプ施設	中継ポンプ施設	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅、長さ B	-30			
					深さ h	-30			
					壁厚 t	-20			

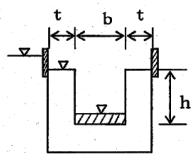
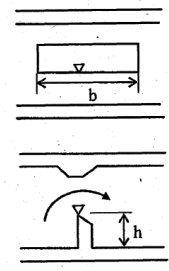
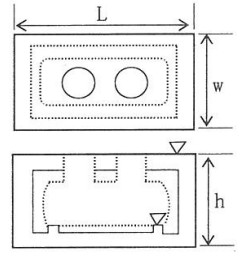
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	10 取付管および ます工	4 ます設置工	公共ます	ます深 h	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
15 下水道編	1 管路	10 取付管および ます工	5 取付管布設工	取付管	延長 (L)	-200	1施工箇所ごとに測定する。		

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下 水 道 編	1 管 路	13 立 坑 工		立坑工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		任意仮設 の場合は 除く。
					寸法 B	±100			
					深さ h	±30			
15 下 水 道 編	1 管 路	13 立 坑 工		立坑土工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		任意仮設 の場合は 除く。
					碎石基礎幅b1	-50			
					碎石基礎厚t1	-30			
					底版コンクリート基準高	±30			
					底版コンクリート幅b2	-30			
					底版コンクリート厚t2	-10			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工	2 掘削工	土工(掘削)	基準高▽	±50	施工延長おおむね40m(小規模なものは20m)ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する。		
					幅B	-100			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	2 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (H鋼杭、鋼矢板)	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合は除く
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	構造物基礎	幅 W	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所以上測定する。施工延長20m以下は、1施工箇所につき2箇所測定する。		
					厚さ t	設計値以上			
					延長	各構造物の規格値による			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の主要構造物	基準高▽	±30	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	±30			
					高さ h	±30			
					壁厚 t	-20 ただし床版厚 -10			
					長さ	±50			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の付属構造物	基準高▽	±20	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	±20			
					高さ h	±20			
					壁厚 t	±10			
					長さ	±50			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	開口部	幅 b	±20	永久開口部ごとに測定する。		
					高さ h	±20			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	ゲート用開口部	基準高▽	-20	開口部ごとに測定する。		
						+0			
					幅 b	+0			
						+20			
					高さ h	±20			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	可動せき用開口部	基準高▽	-20	開口部ごとに測定する。		
						-0			
					幅 b	+20			
					高さ h	±20			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工	流出トラフ	基準高▽	±20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。 幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定する。		
					幅 b	±20			
					高さ h	-20			
					厚さ t	±20			
					長さ	±50	長さは、各池外周部の1施工箇所について測定する。		
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工	越流堰	基準高▽	±20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。		
					幅 b	±20	幅、高さは、1施工箇所ごとに測定する。		
					高さ h	-20			
					長さ	±20			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工		燃料貯留槽工	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
					厚さ t	-20			
					幅 w	-30			
					高さ h	±30			
					延長 L	-50			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工	10 管布設工	流入渠・流出渠	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。			
					幅 b	-30				
					高さ h	-30				
					厚さ t	-20				
					延長	L<20m :				-50
						L≥20m :				-100



# 出来形管理基準

## 第11編 港湾・漁港編

### 凡 例

特 : 図面及び特記仕様書

共 ; 港湾工事共通仕様書

業務共通仕様書 ; 港湾設計・測量・  
調査等業務共通仕様書

# 港湾・漁港編

## 目 次

### 1 章 共通的工種

1-1	圧密・排水工	1
1-2	締固工	3
1-3	固化工	4
1-4	洗掘防止工	5
1-5	中詰工	5
1-6	蓋コンクリート工	5
1-7	蓋ブロック工	5
1-8	鋼矢板工	6
1-9	控工	7
1-10	鋼杭工	9
1-11	コンクリート杭工	9
1-12	防食工	10
1-13	コンクリート舗装工	11
1-14	アスファルト舗装工	12
1-15	植生工	13

### 3 章 海上地盤改良工

3-1	床掘工	14
3-2	置換工	14
3-3	圧密・排水工	15
3-4	締固工	15
3-5	固化工	15

### 4 章 基礎工

4-1	基礎盛砂工	15
4-2	洗掘防止工	15
4-3	基礎捨石工	16
4-4	基礎ブロック工	17

5章	本体内工（ケーソン式）	
5-1	ケーソン製作工	18
5-2	ケーソン進水据付工	18
5-3	中詰工	19
5-4	蓋コンクリート工	19
5-5	蓋ブロック工	19
6章	本体内工（ブロック式）	
6-1	本体ブロック製作工	19
6-2	本体ブロック据付工	20
6-3	中詰工	20
6-4	蓋コンクリート工	20
6-5	蓋ブロック工	20
7章	本体内工（場所打式）	
7-1	場所打コンクリート工	21
7-2	水中コンクリート工	21
7-3	プレパックドコンクリート工	21
7-4	水中不分離性コンクリート工	22
8章	本体内工（捨石・捨ブロック式）	
8-1	洗掘防止工	22
8-2	本体捨石工	22
8-3	捨ブロック工	22
8-4	場所打コンクリート工	23
9章	本体内工（鋼矢板式）	
9-1	鋼矢板工	23
9-2	控工	23
10章	本体内工（コンクリート矢板式）	
10-1	コンクリート矢板工	24
10-2	控工	24
11章	本体内工（鋼杭式）	
11-1	鋼杭工	24
12章	本体内工（コンクリート杭式）	
12-1	コンクリート杭工	24

13章	被覆・根固工	
13-1	被覆石工	25
13-2	被覆ブロック工	25
13-3	根固ブロック工	25
14章	上部工	
14-1	上部コンクリート工	26
14-2	上部ブロック工	27
15章	付属工	
15-1	係船柱工	28
15-2	防舷材工	28
15-3	車止・縁金物工	28
15-4	防食工	29
15-5	付属設備工	29
16章	消波工	
16-1	洗掘防止工	29
16-2	消波ブロック工	29
17章	裏込・裏埋工	
17-1	裏込工	30
17-2	裏埋工	30
17-3	裏埋土工	30
18章	陸上地盤改良工	
18-1	圧密・排水工	31
18-2	締固工	31
18-3	固化工	31
19章	土工	
19-1	掘削工	31
19-2	盛土工	31
19-3	路床盛土工	31
19-4	法面工	32
20章	舗装工	
20-1	コンクリート舗装工	32
20-2	アスファルト舗装工	32

21章	維持補修工	
21-1	維持塗装工	32
21-2	防食工	32
22章	構造物撤去工	
22-1	取壊し工	33
22-2	撤去工	33
23章	仮設工	
23-1	仮設鋼矢板工	34
23-2	仮設鋼管杭・鋼管矢板工	34
23-3	仮設道路工	34
24章	雑工	
24-1	現場鋼材溶接工	34
24-2	現場鋼材切断工	35
24-3	その他雑工	35
25章	浚渫工	
25-1	ポンプ浚渫工	35
25-2	グラブ浚渫工	35
25-3	硬土盤浚渫工	35
25-4	岩盤浚渫工	36
25-5	バックホウ浚渫工	36
26章	埋立工	
26-1	固化工	36
26-2	埋立土工	36
27章	道路舗装工	
27-1	コンクリート舗装工	37
27-2	アスファルト舗装工	37
27-3	道路付属工	37
28章	緑地工	
28-1	植生工	37

[ 参 考 ]

様式・出来形 1-1-2(1)	；敷砂出来形管理表	39
様式・出来形 1-1-2(2)	；敷砂出来形管理図	40
様式・出来形 1-2-2(1)	；サト <sup>°</sup> コンパ <sup>°</sup> クシヨソ <sup>°</sup> ハ <sup>°</sup> ル出来形管理表	41
様式・出来形 1-2-2(2)	；砂投入管理表	42
様式・出来形 1-2-2(3)	；締固工深淺図	43
様式・出来形 1-3-1(1)	；深層混合処理杭出来形管理表	44
様式・出来形 1-3-1(2)	；深層混合処理杭鉛直度管理表	45
様式・出来形 1-4-1(1)	；洗掘防止マット出来形管理表	46
様式・出来形 1-4-1(2)	；洗掘防止マット出来形管理図	47
様式・出来形 1-5-1	；砂・石材中詰出来形管理表	48
様式・出来形 1-6-1	；蓋コンクリート出来形管理表	49
様式・出来形 1-8-2	；鋼矢板出来形管理表	50
様式・出来形 1-9-5	；腹起出来形管理表	51
様式・出来形 1-9-6	；タイ材出来形管理表	52
様式・出来形 1-10-2(1)	；鋼杭打込記録	53
様式・出来形 1-10-2(2)	；鋼杭出来形管理表	54
様式・出来形 1-12-1(1)	；電気防食出来形管理表	55
様式・出来形 1-12-1(2)	；電気防食電位測定管理表	56
様式・出来形 1-13-1(1)	；路盤出来形管理表	57
様式・出来形 1-13-1(2)	；路盤出来形管理図	58
様式・出来形 1-14-3(1)	；舗装出来形管理表	59
様式・出来形 1-14-3(2)	；舗装出来形管理図	60
様式・出来形 3-2-1	；置換材出来形管理表	61
様式・出来形 4-3-2(1)	；基礎石均し出来形管理図(1)	62
様式・出来形 4-3-2(2)	；基礎石均し出来形管理図(2)	62-2
様式・出来形 5-1-1	；ケーソン製作出来形管理表	63
様式・出来形 5-2-1	；ケーソン据付出来形管理表	64
様式・出来形 6-1(1)	；ブロック（方塊）製作出来形管理表	65
様式・出来形 6-1(2)	；L型ブロック製作出来形管理表	66
様式・出来形 6-1(3)	；セルラーブロック製作出来形管理表	67
様式・出来形 6-1(4)	；ブロック製作等外見チェックリスト	68
様式・出来形 13-1-1(1)	；被覆石均し出来形管理図(1)	69
様式・出来形 13-1-1(2)	；被覆石均し出来形管理図(2)	69-2
様式・出来形 13-3-1	；根固ブロック製作出来形管理表	70
様式・出来形 14-1(1)	；上部コンクリート(防波堤)出来形管理表	71
様式・出来形 14-1(2)	；上部コンクリート(岸壁)出来形管理表	72

様式・出来形 15-1-1	；係船柱出来形管理表	.....	73
様式・出来形 15-2-1	；防舷材出来形管理表	.....	74
様式・出来形 15-3-1	；車止出来形管理表	.....	75
様式・出来形 17-3-1	；土砂掘削出来形管理表	.....	76
様式・出来形 24-1-1(1)	；すみ肉溶接出来形管理表	.....	77
様式・出来形 24-1-1(2)	；突合わせ溶接出来形管理表	.....	78
様式・出来形 24-1-1(3)	；鉄筋フレア溶接出来形管理表	.....	79
様式・出来形 25-1(1)	；浚渫出来形管理表	.....	80
様式・出来形 25-1(2)	；浚渫出来形管理図	.....	81

1章 共通の工種

1-1 圧密・排水工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. サンドドレーン	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督職員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	㊦による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+；設計値より浅いことをいう。 -；設計値より深いことをいう。
	砂の投入量	打込記録の確認	全数	0.1m <sup>3</sup>	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
2. 敷砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形1-1-2参照
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は㊦による。	
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
3. 載荷土砂	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高 1 cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm 天端幅、法面勾配は㊦による。	
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			



工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
4. ペーパードレーン	位 置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督職員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	㊦による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていけば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+；設計値より浅いことをいう。 -；設計値より深いことをいう。
	ドレーン材の打込長	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙に打込長を記入し提出		
5. グラベルマット	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形1-2-2参照
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	天端高 1 cm 天端幅10cm 10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm天端幅、法面勾配は㊦による。	
6. グラベルドレーン	位 置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督職員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	㊦による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていけば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+；設計値より浅いことをいう。 -；設計値より深いことをいう。
	碎石の投入量	打込記録の確認	全 数	0.1m <sup>3</sup>	打込記録紙に碎石の投入量を記入し提出		

1-2 締固工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. ロッドコンパクション	位 置	トランシット及び光波測距儀等により測定	⊕による。	10cm	管理図に測定結果を記入し提出		
	充填材の投入量			0.1m <sup>3</sup>	測定記録等の提出		
	天端高	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	天端高 +規定しない -0	
	先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅いことをいう。 - ; 設計値より深いことをいう。
2. サンドコンパクションパイル	位 置	トランシット、光波測距儀により測定	転船毎及び監督職員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	⊕による。	様式・出来形1-2-2参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅いことをいう。 - ; 設計値より深いことをいう。
	砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1m <sup>3</sup>	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
	盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は⊕による。	10cm	盛上り量の平面図を作成し提出		
	3. 盛上土砂撤去	撤去量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は⊕による。	10cm	撤去量の平面図を作成し提出	
4. 敷砂均し							1-2-2敷砂均しを適用する。

1-3 固化工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 深層混合処理杭	位 置	トランシット及び光波測距儀等により測定	海上施工は改良杭全数。陸上施工は㊦による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出		様式・出来形1-3-1参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
	鉛直度 接 合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定（引抜きと貫入時）	1分又は1cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	㊦による。	陸上施工は除く。
	天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	1 cm	打込記録紙に天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+；設計値より浅いことをいう。 -；設計値より深いことをいう。
	固化材吐出量	流量計等により硬化材のm当りの吐出量を確認	改良杭全数	10または1 t	打込記録紙に硬化材吐出量を記入し提出		
	盛上り量	音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛上り量の図面を作成し提出		
2. 敷砂均し							1-2-2敷砂均しを適用する。
3. 事前混合処理	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	
	天端高、天端幅	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高1cm  10cm	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	㊦による。	
4. 表層固化処理	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	
	天端高、天端幅、厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高・厚さ1cm	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	㊦による。	

#### 1-4 洗掘防止工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	㊦による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
	重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	

#### 1-5 中詰工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 砂・石材中詰	天端高	レベル、水系張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±5cm 水中±10cm	様式・出来形1-5-1参照
2. コンクリート中詰	天端高	レベル、水系張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	
3. プレパックドコンクリート中詰							

#### 1-6 蓋コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 蓋コンクリート	天端高	レベル、水系張り、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	様式・出来形1-6-1参照

#### 1-7 蓋ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 蓋ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ +2cm, -1cm 長さ +2cm, -1cm 壁厚 ±1cm	
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		
2. 蓋ブロック据付	蓋ブロック据付(天端高)	レベル、水系張り、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	

1-8 鋼矢板工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 先行掘削	位 置	トランシット、スチールテープ等により測定	全 数	10cm	測定表を作成し提出	㊦による。	
	掘削長 掘削深度	レベル等により測定	全 数	10cm	測定表を作成し提出	㊦による。	+:設計値より浅いことをいう -:設計値より深いことをいう
	掘削径	スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認）	全数（水中の場合は適宜）	10cm	測定表を作成し提出	㊦による。	
2. 鋼矢板							
イ) 鋼矢板	打込記録	共第4編 5-3-13-2-(10)打込記録	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全 数		観察結果を報告		
ロ) 鋼管矢板	打込記録	共第4編 5-3-13-2-(10)打込記録	20本に1本		打込記録を提出		
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	㊦による。	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全 数		観察結果を報告		

1-9 控工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 控鋼矢板	打込記録	共第4編5-3-14-2-(10) 打込記録	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+ 矢板1枚幅 - 0	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全 数		観察結果を報告		
2. 控鋼杭	打込記録	共第4編5-3-14-3-(8) 打込記録	20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照
	杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	
3. プレキャストコンクリート控壁	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	
	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	Ⓔによる。	
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所	1 cm	管理表を作成し提出		

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
4. 場所打コンクリート控壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1 スパン3 箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は④による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	1 スパン3 箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1 スパン2 箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
5. 腹起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端（継手毎）全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-5参照
	継手位置	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
	ボルトの取付け	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
	矢板と腹起しとの密着	観 察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告		
6. タイ材 イ) タイロッド取付	取付け高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-6参照 腹起しに取り付ける場合は不要
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
	定着ナットの締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	
	ターンバックルのねじ込み長さ	観 察	全 数	1 cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上	
	リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観 察	全 数		観察結果を報告		
	支保材の天端高	レベル等により測定	適 宜	1 cm	管理表を作成し提出		
	ロ) タイワイヤー取付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出	
矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
定着ナットの締付け		観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
	定着具端部 栓の取付け	観 察	全 数		観察結果を報告		
	トランペット トシースの 取付	観 察	全 数		観察結果を報告		

#### 1-10 鋼杭工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 先行掘削							1-8-1先行掘削を適用する。
2. 鋼 杭	打込記録	共第4編 5-3-14-3(8) 打込記録	支持杭は全数、支持杭 以外は20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照
	杭頭中心位 置	トランシット、スチール テープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	杭の傾斜	トランシット、下げ振 り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	

#### 1-11 コンクリート杭工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. コンクリート杭	打込記録	JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭 以外は20本に1本		JIS A 7201 付表5 打込み工法記録を 作成し提出		
	杭頭中心位 置	トランシット、スチール テープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	杭の傾斜	トランシット、下げ振 り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	



1-12 防食工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 電気防食	取付位置	目視（承諾された図面より確認）潜水土による。	取付完了後、全数	㊦による	確認結果を提出		様式・出来形1-12-1参照
	電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1 mV	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準；-770mV 海水塩化銀基準；-780mV 又は飽和硫酸銅電極基準；-850mV	
2. FRPモルタル被覆	取付高さ	レベルにより測定	取付完了後、上端高さ 鋼管杭；全 数 矢板；1打設3箇所	㊦による	測定表を作成し提出		
3. ベトロラム被覆 4. コンクリート被覆 5. 防食塗装	高さ	レベルにより測定	完了後、上端・下端高さ 鋼管杭；全 数 矢板；1打設3箇所以上	㊦による	測定表を作成し提出		

1-13 コンクリート舗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 下層路盤	高 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	± 4 cm	様式・出来形1-13-1参照
	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m <sup>2</sup> に1箇所、道路舗装は⊕による。	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない -4.5cm	
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 5 cm	
	延 長	スチールテープ等により測定	両端2箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	
2. 上層路盤	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m <sup>2</sup> に1箇所、道路舗装は⊕による。	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm	
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 5 cm	
	延 長	スチールテープ等により測定	両端2箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	
3. コンクリート舗装版	厚 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 1 cm	コンクリート版の厚さ、その他を確認するため、監督職員が必要と認めるときは、コアを採取する。
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm	
	延 長	スチールテープ等により測定	両端2箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	
	平坦性	3 mプロフィールメータにより測定	各レーン毎全延長	1 mm	記録紙及び管理表を作成し提出	機械舗設の場合 2 mm以下 人力舗設の場合 3 mm以下	

1-14 アスファルト舗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 下層路盤	高 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m <sup>2</sup> に1箇所、道路舗装は $\text{⊕}$ による。	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない -4.5cm	
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 5 cm	
	延 長	スチールテープ等により測定	両端2箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	
2. 上層路盤	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m <sup>2</sup> に1箇所、道路舗装は $\text{⊕}$ による。	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 3 cm	
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 5 cm	
	延 長	スチールテープ等により測定	両端2箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	
3. 基 層	厚 さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000m <sup>2</sup> に1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない -1.2cm	様式・出来形1-14-3参照
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm	
	延 長	スチールテープ等により測定	両端2箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	
4. 表 層	厚 さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000m <sup>2</sup> に1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 9 mm	様式・出来形1-14-3参照
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない -2.5cm	
	延 長	スチールテープ等により測定	両端2箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	
	平坦性	3mプロフィールメータにより測定	各レーン毎全延長	1 mm	記録紙及び管理表を作成し提出	2.4mm以下	

1-15 植生工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 張 芝 2. 筋 芝	材料の使用数量	使用数量表等により確認	施工完了後		使用数量表等を作成し提出		
	長さ、幅（面積）	スチールテープ等により測定	施工完了後	10cm (0.1m <sup>2</sup> )	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
	植生状況	観 察	施工完了後、区域全体		観察結果を報告		
3. 播 種 4. 種子吹付	材料の使用数量	使用数量表等により確認	施工完了後		使用数量表等を作成し提出		
	長さ、幅（面積）	スチールテープ等により測定	施工完了後	10cm (0.1m <sup>2</sup> )	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
	植生状況	㊟による。	㊟による。		㊟による。	㊟による。	
5. 植 栽	材料の使用数量	使用数量表等により確認	搬入時、全数		使用数量表等を作成し提出		
	樹高、枝張り幅、幹周り	スチールテープ等により測定	種類毎、搬入後適宜	樹高、枝張り幅 10cm 幹周り 1 cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
	植付け状況	観 察	施工完了後、全本数		観察結果を報告		

## 2章 土捨工

### 3章 海上地盤改良工

#### 3-1 床掘工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. ポンプ床掘 2. グラブ床掘	水深 (底面)	調査共通仕様書による。又は特による。	測線間隔は特による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	±30cm又は特による。	断面図は監督職員が指示したとき作成し提出
	(法面)	調査共通仕様書による。又は特による。	測線間隔は特による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角) 内側30cm(法面に直角)又は特による。	

#### 3-2 置換工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 置換材均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形3-2-1参照
	天端高、天端幅、法面	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下測点間隔10m以下	天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm又は特による 天端幅、法面は特による。	
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下測点間隔20m以下	10cm			

### 3-3 圧密・排水工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
圧密・排水工							1-1圧密・排水工を適用する。

### 3-4 締固工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
締固工							1-2締固工を適用する。

### 3-5 固化工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
固化工							1-3固化工を適用する。

## 4章 基礎工

### 4-1 基礎盛砂工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 盛砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形1-2-2参照
	天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配はⓉによる。	

### 4-2 洗掘防止工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
洗掘防止工							1-4洗掘防止工を適用する。

4-3 基礎捨石工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
	法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合には2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
2. 捨石本均し	天端高	レベル又は㊦により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1cm	出来形図を作成し提出	±5cm	様式・出来形4-3-2参照
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
3. 捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	注)-1 ±50cm、岸壁前面+0,-20cm又は㊦による。異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は㊦による。	注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
	法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合には2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	注)-2 ±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は㊦による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	

4-4 基礎ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		
	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観(異形ブロック)	観察	全 数		観察結果を報告		
2. 基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3 cm以下	
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段の	1 cm	管理表を作成し提出		



5章 本土工（ケーソン式）

5-1 ケーソン製作工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. ケーソン製作	摩擦増大用 マット敷設 位置	スチールテープ等により 確認	始・終端及び変化する 箇所毎	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	特による。	
	高  高さ	スチールテープ等により 測定	完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	様式・出来形5-1-1参照
	幅	スチールテープ等により 測定	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
	長  長さ	スチールテープ等により 測定	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
	壁  壁厚	スチールテープ等により 測定	各層完成時、各壁 1 箇所	1 cm	管理表を作成し提出	± 1 cm	
	底版厚さ	レベル、スチールテープ 等により測定	底版完成時、各室中央 部 1 箇所	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
	フーチング 高さ	スチールテープ等により 測定	底版完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
	対角線	スチールテープ等により 測定	底版完成時及び完成時	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	バラスト	レベル等により測定	各室中央部 1 箇所	1 cm	管理表を作成し提出	砕石・砂 ±10cm コンクリート ± 5 cm	投入量管理

5-2 ケーソン進水据付工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. ケーソン進水据 付	法線に対す る出入	トランシット及びス チールテープ等により 測定	据付完了後、両端 2 箇 所	1 cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2,000t未満±20cm 2,000t以上±30cm 岸 壁 ケーソン質量 2,000t未満±10cm 2,000t以上±15cm	様式・出来形5-2-1参照
	据付目地間 隔	スチールテープ等によ り測定	据付完了後、天端 2 箇 所	1 cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2,000t未満 20cm以下 2,000t以上 30cm以下 岸 壁 ケーソン質量 2,000t未満 10cm以下 2,000t以上 20cm以下	
	天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出		
	延長	スチールテープ等によ り測定	据付完了後、法線上	1 cm	管理表を作成し提出		

5-3 中詰工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
中詰工							1-5中詰工を適用する。

5-4 蓋コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
蓋コンクリート工							1-6蓋コンクリート工を適用する。

5-5 蓋ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
蓋ブロック工							1-7蓋ブロック工を適用する。

6章 本體工（ブロック式）

6-1 本體ブロック製作工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 本體ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	様式・出来形6-1参照 L型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形6-1参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外觀(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		

### 6-2 本体ブロック据付工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 本体ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	L型ブロック セルラーブロック 5 cm以下 直立消波ブロック ブロック(方塊) 3 cm以下	
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最上段の	1 cm	管理表を作成し提出		

### 6-3 中詰工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
中詰工							1-5中詰工を適用する。

### 6-4 蓋コンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
蓋コンクリート工							1-6蓋コンクリート工を適用する。

### 6-5 蓋ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
蓋ブロック工							1-7蓋ブロック工を適用する。

7章 本土工（場所打式）

7-1 場所打コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
場所打コンクリート工							
イ) 防波堤	天端高	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合±2 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-2 cm	様式・出来形14-1参照 天端高さの管理項目の選定は特による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合±3 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-3 cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±5 cm 注) 又は特による。	
ロ) 岸壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は特による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±3 cm	
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出		

7-2 水中コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
水中コンクリート工							7-1場所打コンクリート工を適用する。

7-3 プレパックドコンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
プレパックドコンクリート工							7-1場所打コンクリート工を適用する。

#### 7-4 水中不分離性コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
水中不分離性コンクリート工							7-1場所打コンクリート工を適用する。

### 8章 本体工（捨石・捨ブロック式）

#### 8-1 洗掘防止工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
洗掘防止工							1-4洗掘防止工を適用する。

#### 8-2 本体捨石工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
本体捨石工							4-3基礎捨石工を適用する。

#### 8-3 捨ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出		
	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		
2. 捨ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3 cm以下	
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段の	1 cm	管理表を作成し提出		

#### 8-4 場所打コンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合±2 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-2 cm	様式・出来形14-1参照 天端高さの管理項目の選定は特による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合±3 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-3 cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±5 cm (注) 又は特による。	

### 9章 本體工（鋼矢板式）

#### 9-1 鋼矢板工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
鋼矢板工							1-8鋼矢板工を適用する。

#### 9-2 控 工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
控 工							1-9控工を適用する。

## 10章 本土工（コンクリート矢板式）

### 10-1 コンクリート矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. コンクリート矢板	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	㊦による。	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	㊦による。	
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満2/100以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告		

### 10-2 控工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
控工							1-9控工を適用する。

## 11章 本土工（鋼杭式）

### 11-1. 鋼杭工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
鋼杭工							1-10鋼杭工を適用する。

## 12章 本土工（コンクリート杭式）

### 12-1 コンクリート杭工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
コンクリート杭工							1-11コンクリート杭工を適用する。

### 13章 被覆・根固工

#### 13-1 被覆石工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 被覆石 (均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	様式・出来形13-1-1参照
2. 被覆石均し	法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上但し、マウンド厚2m以下の場合には2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は㊦による。	
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	

#### 13-2 被覆ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 被覆ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観(異形ブロック)	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告		
2. 被覆ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	10cm	管理表を作成し提出		

#### 13-3 根固ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ +2cm, -1cm 長さ +2cm, -1cm 壁厚 ±1cm	様式・出来形13-3-1参照
	対角線	スチールテープ等により測定	10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出		
2. 根固ブロック据付							13-2-2被覆ブロック据付を適用する。



14章 上部工

14-1 上部コンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
上部コンクリート工							
イ) 防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合±2cm 天端幅10mを超える場合は+5cm-2cm	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は特による。  注) 本体がケーソンの場合ケーソン質量 2,000t未満 ±20cm 2,000t以上 ±30cm
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合±3cm 天端幅10mを超える場合は+5cm-3cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±5cm 注) 又は特による。	
ロ) 岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は特による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±3cm	
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出		
ハ) 栈 橋							14-1上部コンクリート工 ロ)岸壁を適用する。 梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。

14-2 上部ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 上部ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		
2. 上部ブロック据付							
イ) 防波堤							14-1上部コンクリート工 イ)防波堤を適用す
ロ) 岸 壁							14-1上部コンクリート工 ロ)岸壁を適用する。
ハ) 栈橋上部コンクリート							14-1上部コンクリート工 ハ)栈橋を適用する。

15章 付属工

15-1 係船柱工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 係船柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出	曲柱± 2 cm 直柱± 2 cm	様式・出来形15-1-1参照
	岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
	中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	1 cm	管理表を作成し提出		
	直柱基礎コンクリート(幅)	スチールテープ等により測定	完了時、全数、天端両端	1 cm	管理表を作成し提出		
	(長さ)	スチールテープ等により測定	完了時、全数、前後面	1 cm	管理表を作成し提出		
	(高さ)	レベルにより測定	完了時、全数、中心点	1 cm	管理表を作成し提出		

15-2 防舷材工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-2-1参照
	中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		

15-3 車止・縁金物工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
車止・縁金物工	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-3-1参照
	岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了後中心部を1点	1 cm	管理表を作成し提出	± 3 cm	
	取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2箇所	1 cm	管理表を作成し提出		
	塗 装	目視による観察			観察結果を報告		
	警戒色(シマ模様)	スチールテープ等により測定	完了時適宜		確認結果を報告		

15-4 防食工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
防食工							1-12防食工を適用する。

15-5 付属設備工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
係船環	取付位置	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		

16章 消波工

16-1 洗掘防止工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
洗掘防止工							1-4洗掘防止工を適用する。

16-2 消波ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 消波ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告		
2. 消波ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	10 cm	管理表を作成し提出		

17章 裏込・裏埋工

17-1 裏込工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 裏込材 (均しを行わない面)	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
	法面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
2. 裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	±20cm	
	法面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±20cm (法面に直角)	マット等を使用する場合を含む。
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
3. 吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	㊦による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、 繊維系マット、合成樹脂系マット
	重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	

17-2 裏埋工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
裏埋工	地盤高 (陸上部)	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	1cm	平面図に実測値を記入し提出	㊦による。	変化点は測定する。
	(水中部)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	㊦による。	変化点は測定する。

17-3 裏埋土工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 土砂掘削	基準高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに1箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	㊦による。	様式・出来形17-3-1参照
2. 土砂盛土	幅	スチールテープ等により測定	20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	㊦による。	
	法長	スチールテープ等により測定	20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	㊦による。	
	延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心	10cm	測定表を作成し提出	㊦による。	

18章 陸上地盤改良工

18-1 圧密・排水工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
圧密・排水工							1-1圧密・排水工を適用する。

18-2 締固工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
締固工							1-2締固工を適用する。

18-3 固化工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
固化工							1-3固化工を適用する。

19章 土工

19-1 掘削工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 土砂掘削							17-3-1土砂掘削を適用する。

19-2 盛土工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 土砂盛土							17-3-2土砂盛土を適用する。

19-3 路床盛土工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 路床盛土	高さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -10cm	
	延長	スチールテープ等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	

19-4 法面工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 法面							17-3-1土砂掘削、17-3-2土砂盛土及び1-15植生工を適用する。

20章 舗装工

20-1 コンクリート舗装工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
コンクリート舗装工							1-13コンクリート舗装工を適用する。

20-2 アスファルト舗装工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
アスファルト舗装工							1-14アスファルト舗装工を適用する。

21章 維持補修工

21-1 維持塗装工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 係船柱塗装	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	㊦による。	
2. 車止塗装							
イ) 鋼製	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	㊦による。	
ロ) その他	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	㊦による。	
3. 縁金物塗装							21-1-2車止塗装を適用する。

21-2 防食工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
防食工							1-12防食工を適用する。

## 22章 構造物撤去工

### 22-1 取壊し工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. コンクリート取壊し	外観	目視による観察	全数		観察結果を報告		

### 22-2 撤去工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	特による。	特による。	管理表を作成し提出	特による。	
	外観	潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
2. 鋼矢板等切断撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1 cm	測定表を作成し提出	特による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
3. 腹起・タイ材撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	特による。	測定表を作成し提出	特による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
4. 舗装版撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	特による。	特による。	管理表を作成し提出	特による。	
	外観	目視による観察	全数		観察結果を報告		
5. 石材撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	特による。	特による。	管理表を作成し提出	特による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
6. ケーソン撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	特による。	測定表を作成し提出	特による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
7. ブロック撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	特による。	測定表を作成し提出	特による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1 cm	測定表を作成し提出	特による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		



## 23章 仮設工

### 23-1 仮設鋼矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭	矢板天端高	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	
	根入長	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)	10 cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0 cm	

### 23-2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 先行掘削							1-8-1先行掘削を適用する。(任意仮設は除く)
2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工							1-8-2鋼矢板式 ρ鋼管矢板及び1-10-2鋼杭を適用する。(任意仮設)

### 23-3 仮設道路工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 仮設道路工							1-13コンクリート舗装工及び1-14アスファルト舗装工を適用する。

## 24章 雑工

### 24-1 現場鋼材溶接工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 現場鋼材溶接	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1 mm	測定表を作成し提出	㊦による。	様式・出来形24-1-1参照
	ひずみ	目視による観察	全数		観察結果を報告		
	有害な欠陥の有無	目視による観察	適宜		観察結果を報告		
2. 被覆溶接(水中)	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1 mm 溶接長は1 cm	測定表を作成し提出	㊦による。	
	外観	潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
3. スタッド溶接(水中)							24-1-2被覆溶接(水中)を適用する。

## 24-2 現場鋼材切断工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 現場鋼材切断							
イ) 陸上現場切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	㊦による。	
	外観	目視による観察	全数		観察結果を報告		
ロ) 水中切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	㊦による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		

## 24-3 その他雑工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 清掃	幅、長さ、延長	スチールテープ等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	㊦による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
2. 削孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	㊦による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		

## 25章 浚渫工

### 25-1 ポンプ浚渫工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. ポンプ浚渫	水深 (底面)	㊦による。	㊦による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	+0 -規定しない又は ㊦による。	様式・出来形25-1参照 +；設計値より浅いことをいう。 -；設計値より深いことをいう。
	(法面)	㊦検測方法による。	測線間隔は㊦による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	+0 -規定しない又は ㊦による。	

### 25-2 グラブ浚渫工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. グラブ浚渫							25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

### 25-3 硬土盤浚渫工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 硬土盤浚渫							25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

25-4 岩盤浚渫工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 砕岩浚渫							25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

25-5 バックホウ浚渫工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. バックホウ浚渫							25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

26章 埋立工

26-1 固化工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
固化工							1-3固化工を適用する。

26-2 埋立土工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 土砂掘削							17-3-1土砂掘削を適用する。
2. 土砂盛土							17-3-2土砂盛土を適用する。

## 27章 道路舗装工

### 27-1 コンクリート舗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
コンクリート舗装工							1-13コンクリート舗装工を適用する。

### 27-2 アスファルト舗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
アスファルト舗装工							1-14アスファルト舗装工を適用する。

### 27-3 道路付属工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 縁 石	高 さ	レベルにより測定	監督職員の指示による。	1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
	総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 5 cm	
2. 区画線及び道路標示	幅	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。	1 cm	測定表を作成し提出	± 1 cm	
	長 さ	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。	1 cm	測定表を作成し提出	± 10cm	
3. 道路標識	高 さ	スチールテープ等により測定	1箇所につき1回	1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
4. 防護柵	高 さ	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。	1 cm	測定表を作成し提出	+ 3 cm - 2 cm	
	総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 10cm	

## 28章 緑地工

### 28-1 植生工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
植生工							1-15植生工を適用する。